

**令和元年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書**

令和2年8月

宮崎市

目次

I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求（申出）の件数及びその処理状況	9
2	実施機関別の請求等件数及びその処理状況	10
3	請求者の内訳	11
4	非公開理由の適用状況	11
5	審査請求の状況	12
6	情報提供の状況	12

III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22

V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（令和元年度）	24
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（令和元年度）	72
3	情報公開関係例規	74
4	個人情報保護関係例規	85

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方行政独立法人をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、全ての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く。）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

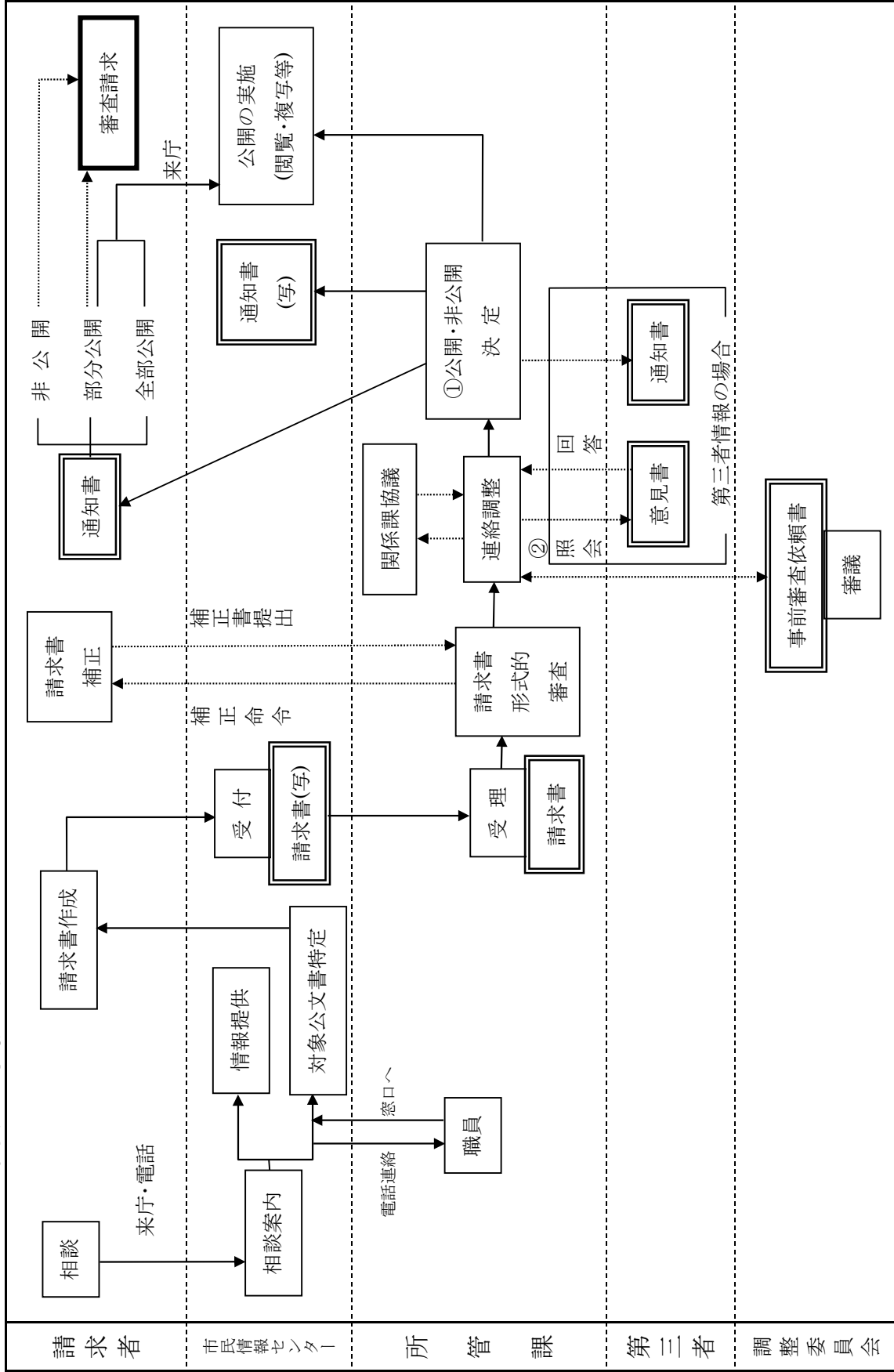
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ

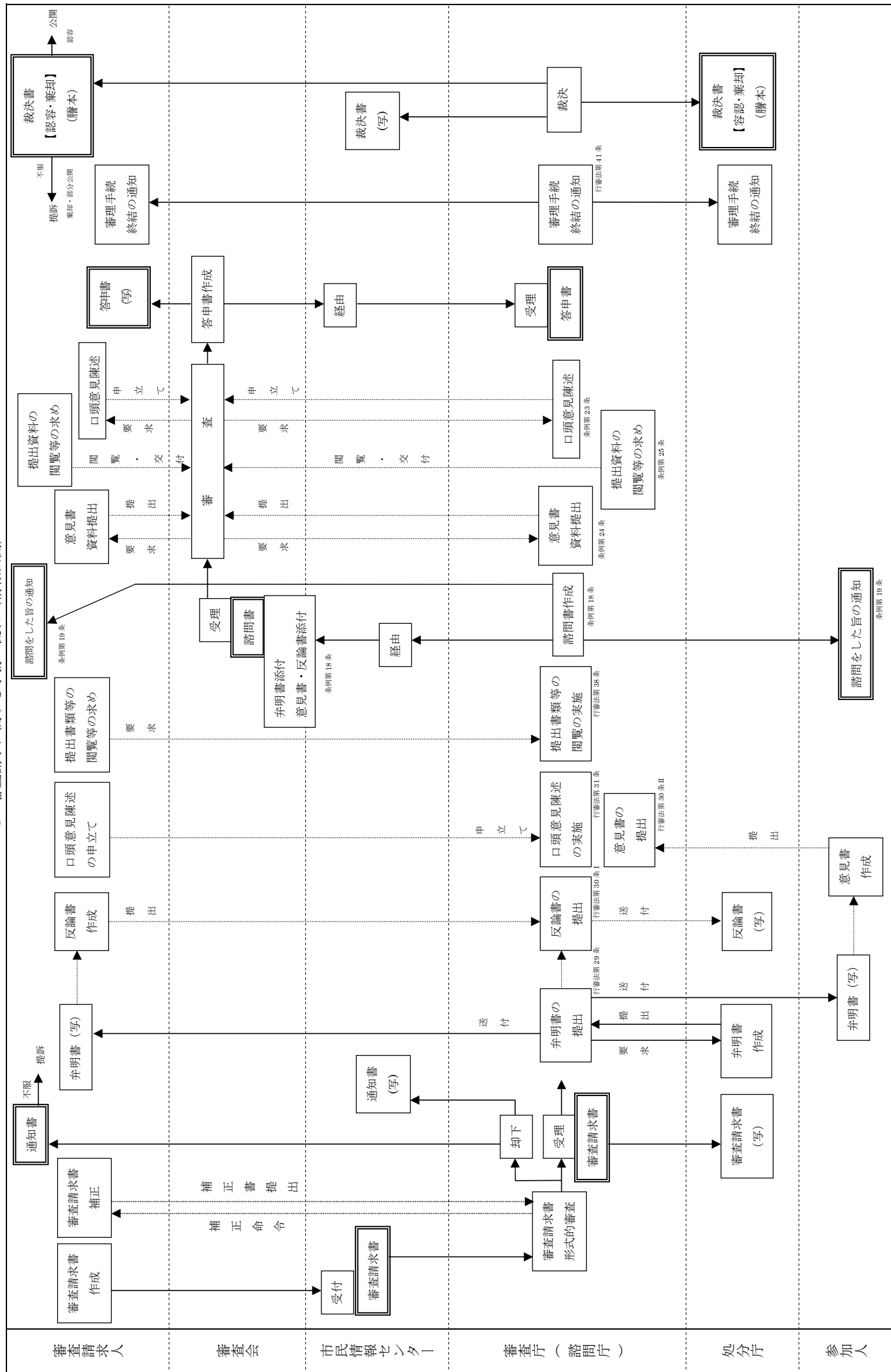


※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 審査請求に関する事務の流れ（情報公開）



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究及び条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表及び学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開及び新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

平成30年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（個人情報保護法の改正に伴うもの）
-------------	---------------------------------

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

令和元年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 令和元年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	503	360	123	12	11	8
申出	268	213	41	7	6	7
合計	771	573	164	19	17	15

2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

令和元年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 令和元年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち 不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	636	82.5%	請求	264	108	10	9	7	389	2
			申出	200	36	5	4	6	247	0
			計	464	144	15	13	13	636	2
教育委員会	9	1.2%	請求	3	1	1	1	0	5	0
			申出	3	1	0	0	0	4	0
			計	6	2	1	1	0	9	0
農業委員会	1	0.1%	請求	0	0	0	0	0	0	0
			申出	0	0	0	0	1	1	0
			計	0	0	0	0	1	1	0
上下水道 事業管理者	92	11.9%	請求	74	6	0	0	1	81	0
			申出	8	2	1	1	0	11	0
			計	82	8	1	1	1	92	0
消防長	18	2.3%	請求	11	5	0	0	0	16	0
			申出	0	2	0	0	0	2	0
			計	11	7	0	0	0	18	0
議会	10	1.3%	請求	6	1	1	1	0	8	0
			申出	1	0	1	1	0	2	0
			計	7	1	2	2	0	10	0
公立大	3	0.4%	請求	1	2	0	0	0	3	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	2	0	0	0	3	0
選挙管理 委員会	2	0.3%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	2	0	0	0	0	2	0
合計	771	100%	請求	360	123	12	11	8	503	2
			申出	213	41	7	6	7	268	0
			計	573	164	19	17	15	771	2

3 請求者の内訳

令和元年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 令和元年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	87	17.3%	4	1.5%	91	11.8%
市内に事務所等を有する者	401	79.7%	0	0.0%	401	52.0%
市内の事務所等に勤務する者	2	0.4%	2	0.7%	4	0.5%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	1	0.2%	1	0.4%	2	0.3%
その他の申出	12	2.4%	261	97.4%	273	35.4%
合計	503	100%	268	100.0%	771	100.0%

4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。(公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開理由の183件の内訳)

表4 令和元年度 非公開理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	2	0.9%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	94	44.1%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	55	25.8%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	2	0.9%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	1	0.5%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	41	19.3%
条例第7条第7号 国等協力関係情報/国等との協力関係に関する情報	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	1	0.5%
不存在(一部不存在を含む。)	17	8.0%
合計	213	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、審査請求を行うことができます。

令和元年度においては、審査請求はありませんでした。

6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成及び取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人

情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければならない。

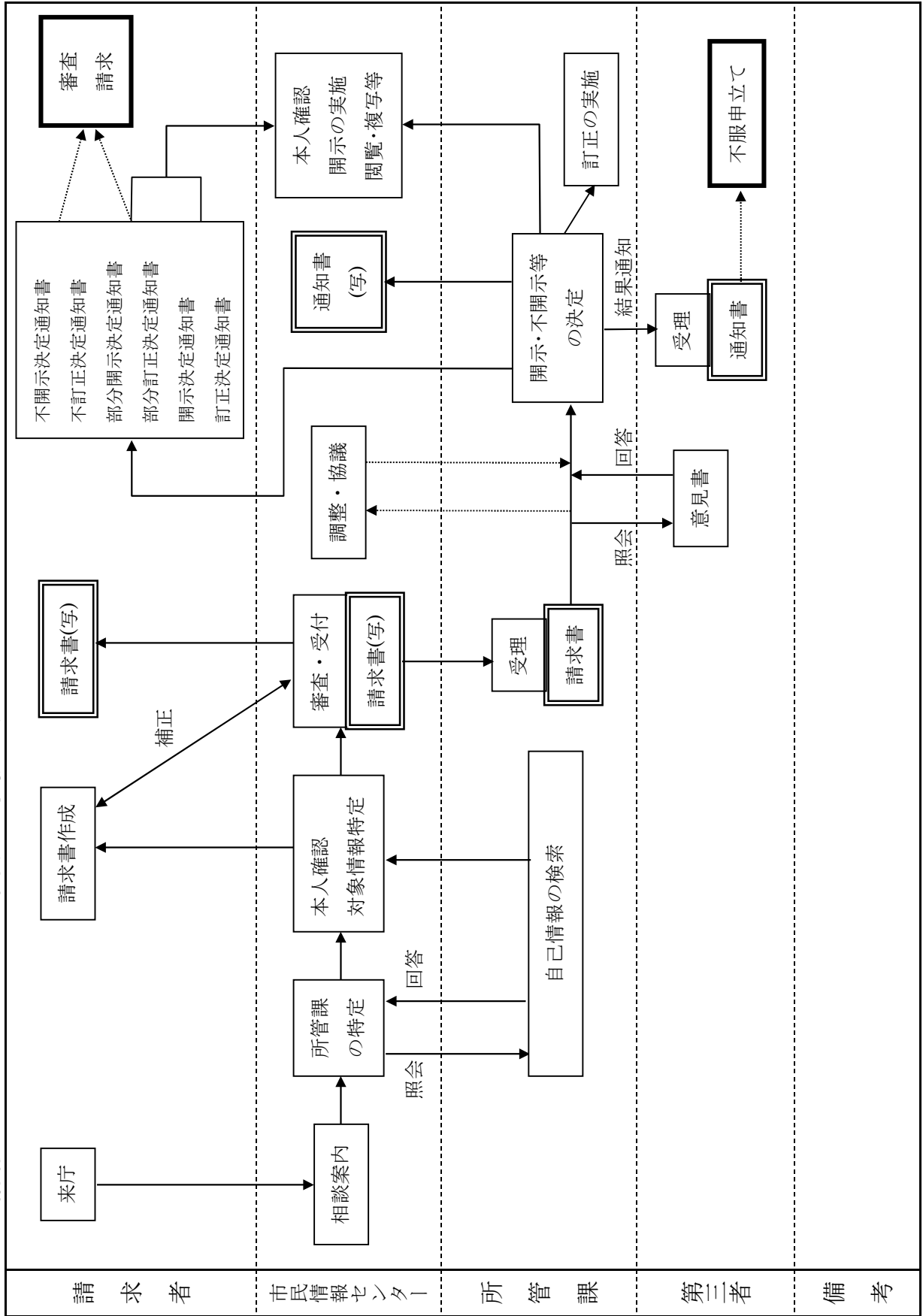
イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

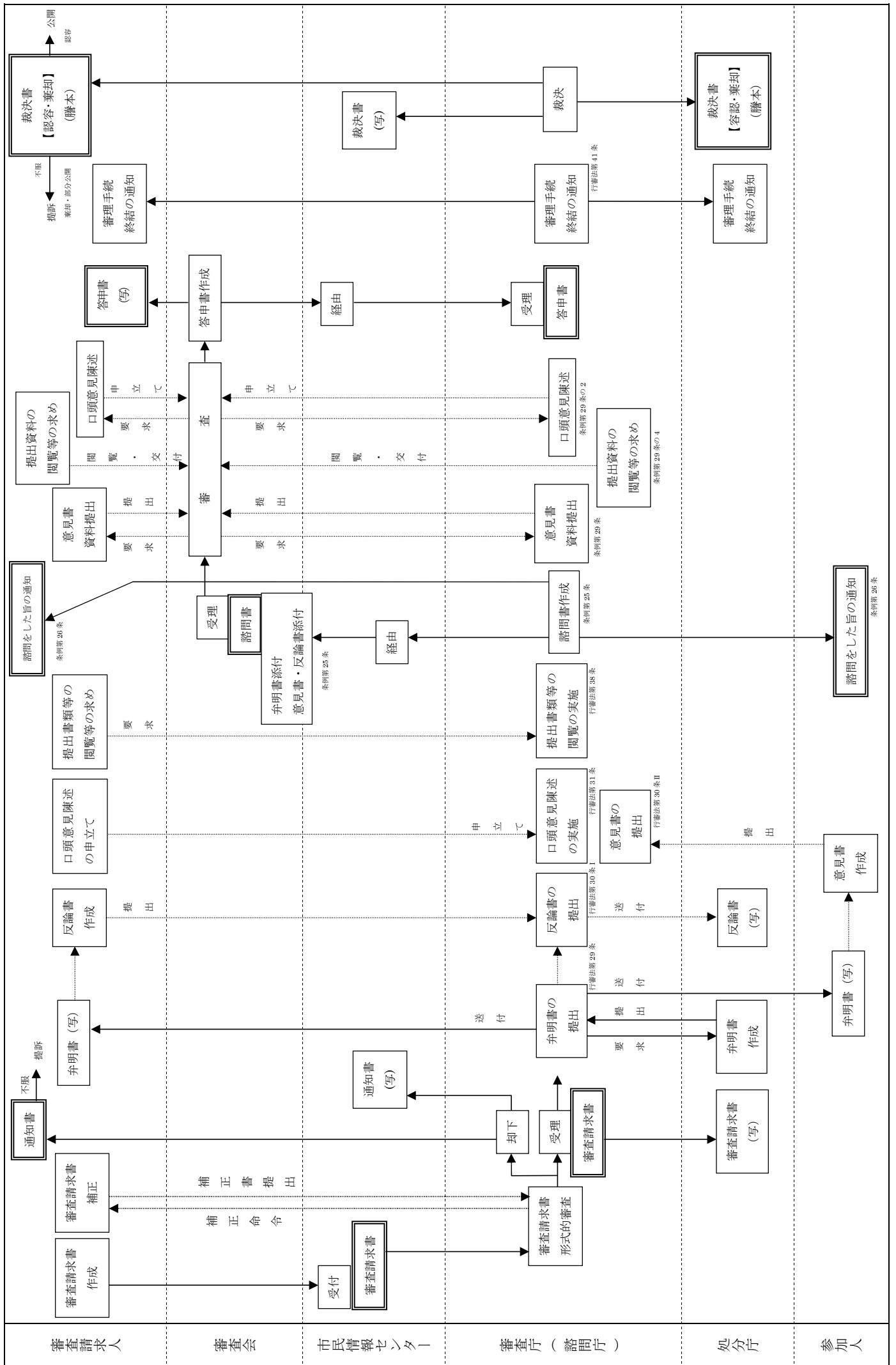
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 審査請求に関する事務の流れ（個人情報開示）



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）
平成30年 3月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（要配慮個人情報の取扱いを定めるもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の件数及びその処理状況

令和元年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 令和元年度 公開請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
78	33	24	20	19	1

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

令和元年度における実施機関別の請求件数は、次のとおりです。

表2 令和元年度 実施機関別請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	74	95%	32	22	19	18	1	74	3
教育委員会	4	5%	1	2	1	1	0	4	0
合計	78	100%	33	24	20	19	1	78	3

3 不開示理由の適用状況

不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。（開示請求のうち部分開示及び不開示となった44件の内訳）

表3 令和元年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	4	9.1%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	0	0%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	21	47.7%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	0	0%
不存在（一部不存在を含む。）	19	43.2%
合計	44	100%

4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和元年度においては、審査請求はありませんでした。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表4 令和元年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	3	0	0
	総務部	1	2	0
	危機管理部	0	1	0
	税務部	0	17	0
	地域振興部	2	5	2
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	環境部	0	12	0
	福祉部	7	45	5
	健康管理部	3	14	0
	農政部	1	6	0
	観光商工部	2	3	1
	建設部	2	3	0
	都市整備部	9	3	0
	会計課	0	0	0
		教育委員会	0	0
	選挙管理委員会	1	5	0
	公平委員会	0	0	0
	監査委員	0	0	0
	農業委員会	0	8	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0
	上下水道事業管理者	5	2	0
	消防長	0	3	1
	議会	0	0	0
	公立大	1	0	0
合計		37	129	9

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況(令和元年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/1	請求	下水道管路施設耐震化工事(30-12)の金額入り設計書		4/10	公開		下水道整備課
2	4/1	請求	・建築リサイクル法に係る届出台帳 ・建築物除去届受付台帳 上記の平成31年3月22日～3月31日までの受付分		4/15	部分公開	第7条第2号	建築指導課
3	4/2	請求	清武汚水幹線(30-5工区)舗装復旧工事の金額入り設計書		4/10	公開		下水道整備課
4	4/2	請求	宮崎市生目の杜遊古館植栽管理業務委託(平成30年度)の金額入り設計書		4/10	部分公開	第7条第6号	文化財課
5	4/2	請求	市道光ヶ丘梅野通線外6線樹木管理業務委託(平成30年度)の金額入り設計書		4/10	公開		農林建設課
6	4/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(平成31年3月1日～平成31年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		4/15	公開		保健衛生課
7	4/3	申出	平成31年1月1日から平成31年3月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所【法人のみ】 ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦初回営業許可年月日 ※但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		4/15	公開		保健衛生課
8	4/3	請求	・準用河川跡江川河川改修工事(その1) ・準用河川跡江川河川改修工事(その2) ・準用河川跡江川河川改修工事(その3) ・次郎ヶ別府広原線道路改良工事(12工区)但し橋梁下部工 ・吉村通線2工区道路改良工事(その12) ・蛸原2号雨水幹線整備工事(9工区) 上記6件の金額入り設計書		4/12	公開		土木課
9	4/3	請求	・昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(左岸3工区) ・昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(左岸2工区) ・昭和通線(小戸之橋)工用仮橋撤去工事(右岸) 上記3件の金額入り設計書		4/8	公開		市街地整備課
10	4/3	請求	鵜戸尾柳籠1号線局部改良工事の金額入り設計書		4/5	公開		農林建設課
11	4/3	請求	・東部第二土地区画整理事業6-56号線外3線道路築造及び9号水路工事 ・東部第二土地区画整理事業10-1号線外1線道路築造及び整地工事 ・新別府川自転車歩行者道築造工事(その1) 上記3件の金額入り設計書		4/11	公開		区画整理課
12	4/3	請求	平成30年度前溝川地区農業水路等長寿命化・防災減災事業水路改修工事(1工区)		4/8	部分公開	第7条第3号	農村整備課
13	4/3	請求	・希望ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事 ・月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事 ・大淀台団地内道路・排水対策整備工事 上記3件の金額入り設計書		4/11	公開		道路維持課
14	4/3	請求	第451号西春田仲間原線道路災害復旧工事の金額入り設計書		4/8	公開		農林建設課
15	4/3	請求	宮崎処理場雨水滞水池電気室耐震・耐津波補強工事の金額入り設計書		4/16	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
16	4/3	請求	・幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し古城川推進工) ・幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し八重川推進工) 上記2件の金額入り設計書		4/15	公開		水道整備課
17	4/3	請求	・清武汚水幹線(30-4工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-6工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-8工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-9工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-10工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-11工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-12工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(30-13工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-7工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-8工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-9工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-11工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-12工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-13工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-14工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-15工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-16工区)下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(30-17工区)下水道管布設工事 ・下水道圧送管着水・伏越マンホール改築工事 ・下水道管路施設耐震化工事(30-5) ・下水道管路施設耐震化工事(30-6) ・下水道管路施設耐震化工事(30-7) ・下水道管路施設耐震化工事(30-8) 上記23件の金額入り設計書		4/16	公開		下水道整備課
18	4/3	請求	田野地区中央排水区雨水管渠布設工事の金額入り設計書		4/12	公開		農林建設課
19	4/4	申出	平成29年度(平成30年度報告分)のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の事業場別集計データ		4/16	公開		廃棄物対策課
20	4/4	申出	平成31年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		4/15	公開		保健衛生課
21	4/4	申出	平成31年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		4/9	公開		保健衛生課
22	4/4	申出	平成31年3月1日～3月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		4/11	公開		保健医療課
23	4/3	申出	フェニックス自然動物園の平成24年度～29年度の、年度ごとに死亡した動物の、正しい死亡数と下記2項目。又は、JA ZA年報の4種類毎の死亡数の内訳として下記項目と、魚類以下の死亡数と下記項目。 1 平成24年度分の生物名、性別、数、飼育年月数、死亡日時 2 平成24年度から平成29年度分の固有名称(名前)、死亡動物の死亡原因、その時の処置、死亡原因の特定の有無、死亡時の写真		4/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
24	4/3	申出	フェニックス自然動物園の平成24年度～29年度の、年度ごとに死亡した動物の、正しい死亡数と下記2項目。又は、JA ZA年報の4種類毎の死亡数の内訳として下記項目と、魚類以下の死亡数と下記項目。 平成25年度分から平成29年度分の生物名、性別、数、飼育年月数、死亡日時		4/15	不存在	不存在(一部不存在含む)	公園緑地課
25	4/4	請求	平成27～30年度の幼稚園(施設型給付)に対する指導監査(定例以外)結果通知書、改善報告書など、概要が分かるもの		4/5	取下		保育幼稚園課
26	4/4	請求	伐採届 内海字樋ノ口□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□ 以上7筆		4/10	部分公開	第7条第2号	森林水産課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
27	4/4	請求	伐採届 内海字樋ノ口□□□□、□□□□、□□□□、□□□□、□□□□、□□□□、以上6筆		4/10	不存在	不存在（一部 不存在含む）	森林水産課
28	4/4	請求	平成30年度4月～3月 落札率(総計)		4/16	公開		契約課
29	4/4	請求	木花駅東通線道路改良工事(9工区)但し舗装工の金額入り(当初)設計書		4/5	公開		土木課
30	4/5	請求	久峰総合公園野球場外野芝生改修工事及び生目の杜運動公園陸上競技場改修工事(1工区張芝工)の金額入り設計書		4/12	公開		スポーツランド推進課
31	4/5	請求	南宮崎駅東通線外街路樹維持管理業務委託(平成31年度分)の金額入り設計書		4/11	公開		道路維持課
32	4/5	請求	橘公園花壇(市役所前)草花植栽管理業務委託(平成31年度分)の金額入り設計書		4/11	部分公開	第7条第6号	景観課
33	4/5	申出	宮崎市内で、平成31年3月1日～3月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		4/15	公開		保健衛生課
34	4/5	申出	特定給食施設(病院・介護保健施設・特定養護老人ホーム・有料老人ホーム・老人保健施設など)の施設名、住所、FAX、他登録されている内容		4/9	取下		介護保険課
35	4/8	申出	平成31年3月1日～平成31年3月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		4/9	公開		保健衛生課
36	4/8	申出	平成31年3月1日から平成31年3月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		4/15	公開		保健衛生課
37	4/8	請求	宮崎市内で平成31年3月5日から平成31年4月8日までに新規確認を受けた理美容所。 営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名又は法人名、代表者名		4/12	公開		保健衛生課
38	4/8	請求	●●●クリニック(宮崎県宮崎市□□□)の廃止日		4/18	公開		保健医療課
39	4/9	請求	水質汚濁防止法第5条第1項届出施設のうち、工場所在地が宮崎市大字糸原字井手ノ元□□□である施設の、1. 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用届出書、2. 氏名等変更届出書、3. 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出書、4. 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)変更届出書		4/16	部分公開	第7条第3号	環境保全課
40	4/9	請求	麓梅谷線歩道整備工事の金額入り設計書		4/18	公開		農林建設課
41	4/9	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		4/12	公開		建築指導課
42	4/9	申出	建築計画概要書 宮崎市第429 平成31. 3. 15		4/12	公開		建築指導課
43	4/10	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託の金額入り設計書		4/23	部分公開	第7条第6号	企画総務課
44	4/10	請求	穆佐城跡樹木伐採及び倒木・土砂処分業務委託の金額入り設計書		4/16	公開		文化財課
45	4/10	請求	都市公園等管理業務委託(木花公園外)の金額入り設計書(平成31年3月6日入札分)		4/12	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
46	4/11	請求	清武汚水幹線(30-13工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		4/17	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
47	4/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(平成31年4月1日～平成31年4月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(平成31年4月1日～平成31年4月10日までの受付分)		4/22	部分公開	第7条第2号	建築指導課
48	4/12	請求	西新町2号マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		4/19	公開		下水道施設課
49	4/12	請求	大谷中継ポンプ場外テレメータ装置改築工事の金額入り設計書		4/19	公開		下水道施設課
50	4/15	申出	大塚中継ポンプ場自家発電設備改築工事の金額入り設計書		4/23	公開		下水道施設課
51	4/15	申出	平成30年7月1日から12月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		4/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
52	4/16	申出	1 平成31年4月10日現在の飲食店営業許可施設一覧(固定店舗のみ) 項目:屋号、施設所在地、連絡先、申請業者名、業種細目 2 平成31年4月10日現在の特定給食施設一覧 項目:施設名、施設所在地、連絡先、委託先、食数、業種種別		4/25	公開		保健衛生課
53	4/16	申出	建築計画概要書 平成31年4月1日～直近のものまで		4/19	公開		建設指導課
54	4/17	申出	ばい煙発生施設設置一覧(工場名、工場所在地、施設種類、燃料の種類)		4/19	公開		環境保全課
55	4/17	請求	宮崎市木花小学校大プール槽内防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		4/26	公開		学校施設課
56	4/17	請求	宮崎テクノリサーチパーク交流研修センター屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		4/22	公開		工業政策課
57	4/17	請求	宮崎市高岡総合支所東別館屋上防水改修工事の工事内訳書(図面は除く)		4/19	公開		庁舎管理課
58	4/17	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地95棟屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		4/19	公開		建築住宅課
59	4/17	請求	生目台地区交流センター屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		4/26	公開		地域コミュニティ課
60	4/18	請求	宮崎市立生目小学校法面災害復旧工事の金額入り設計書(当初契約書)		4/19	公開		学校施設課
61	4/18	請求	分流地区管渠改築工事(30-6)の金額入り設計書(当初契約書)		4/25	公開		下水道整備課
62	4/19	請求	はり・きゅう・あんま施設所一覧 健康保険取り扱い店舗も含む(直近のもの)		4/25	部分公開	第7条第2号	国保年金課
63	4/19	請求	はり・きゅう・あんま施設所一覧 健康保険取り扱い店舗も含む(直近のもの) 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名		4/25	公開		保健医療課
64	4/22	申出	第一種動物取扱業の一覧(事業所名、事業所の所在地、動物取扱責任者氏名、業種、登録年月日)		4/24	公開		保健衛生課
65	4/22	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(平成31年4月11日～平成31年4月21日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(平成31年4月11日～平成31年4月21日までの受付分)		5/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
66	4/22	申出	平成31年4月4日現在における飲食店・喫茶店業をされている固定店舗の屋号名、営業所住所、申請者氏名、営業所電話番号、法人代表者氏名、申請者住所(法人のみ)、業種(細分まで)。ただし、季節営業、自動車営業等の特殊営業を除く。		4/22	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
67	4/23	請求	加江田地区農業集落排水(30-1工区)下水道管布設工事の金額入り設計書		4/25	公開		下水道整備課
68	4/23	請求	平成31年3月議会の建設企業委員会における閑居部の質疑の録音データ		4/26	公開		議事調査課
69	4/25	申出	●●内科(宮崎市淀川口□□)の①正式名称、②所在地、③廃止年月日、④カルテの引き継ぎ先(分かれば)		5/10	公開		保健医療課
70	5/7	申出	直近の飲食店営業許可施設一覧(固定店舗のみ) 項目: 屋号、施設所在地、連絡先、申請業者名、業種細目		5/20	公開		保健衛生課
71	5/7	申出	平成31年4月1日～4月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		5/20	公開		保健衛生課
72	5/7	申出	平成31年4月1日～4月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		5/10	公開		保健衛生課
73	5/7	申出	平成31年4月1日～4月30日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		5/9	公開		保健医療課
74	5/7	請求	幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(但し、古城川推進工)及び幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(但し、八重川推進工)の金額入り設計書		5/13	公開		水道整備課
75	5/7	請求	西春田地区学習等併用施設外壁改修工事の金額入り設計書		5/21	公開		地域コミュニティ課
76	5/7	申出	建築計画概要書 2019年1月1日～2019年3月31日に確認されたもの		5/9	公開		建築指導課
77	5/8	請求	宮崎市内において平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		5/20	公開		保健衛生課
78	5/8	請求	宮崎市内において平成31年1月1日から平成31年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		5/21	公開		保健衛生課
79	5/9	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(平成31年4月1日～平成31年4月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		5/21	公開		保健衛生課
80	5/9	申出	宮崎市内で、平成31年4月1日～4月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		5/21	公開		保健衛生課
81	5/10	請求	東部第二土地区画整理事業10-2号線外2線道路築造及び整地工事の金額入り実施設計書(当初)		5/21	公開		区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
82	5/10	申出	平成31年2月1日から平成31年4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		5/22	部分公開	第7条第2号	区画整理課
83	5/10	請求	宮崎市内で平成31年4月8日から令和元年5月10日までに新規確認を受けた理美容所。 営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名又は法人名、代表者名		5/17	公開		保健衛生課
84	5/10	請求	宮崎市大字新名爪字鼻切口□□の土地に隣接する擁壁の平面図及び展開図、標準構造図		5/14	公開		開発指導課
85	5/10	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(平成31年4月22日～令和元年5月9日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(平成31年4月22日～令和元年5月9日までの受付分)		5/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
86	5/13	申出	平成31年4月1日～平成31年4月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		5/16	公開		保健衛生課
87	5/13	申出	平成31年4月1日から平成31年4月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		5/21	公開		保健衛生課
88	5/13	請求	平成31年度都市公園等管理業務委託(天神山公園外)金額入り設計書		5/16	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
89	5/13	申出	建築計画概要書 平成30年10月1日～平成31年3月31日に確認されたもの		5/15	公開		建築指導課
90	5/14	請求	宮崎市消防団佐土原分団第本部消防団車庫解体工事の金額入り設計書		5/20	公開		総務課
91	5/14	請求	平成31年度 工番(東)第1号 大島雁ヶ音線配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		5/17	公開		水道整備課
92	5/14	請求	下水道管路施設耐震化工事(30-9) 合流地区管渠改築工事(30-5) 合流地区管渠改築工事(30-6) 分流地区管渠改築工事(30-4) 清武汚水幹線(30-4工区)下水道管布設工事 上記工事の金額入り設計書		5/28	公開		下水道整備課
93	5/14	請求	幹線管路耐震化事業清武工区配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		5/17	公開		水道整備課
94	5/14	請求	高岡郡司分線外1線配水管布設替工事の金額入り設計書		5/17	公開		営業所工務課
95	5/14	申出	建築計画概要書 平成31年4月1日～直近のものまで		5/17	公開		建築指導課
96	5/15	請求	所在(平成30年11月27日) 宮崎市吉村町□□□の●●●理容所●●●に係る看板ライトについて イ 写真 ロ 記録		5/27	公開		景観課
97	5/16	請求	宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち外構工事の単価記載済み実施設計書		5/20	公開		建築住宅課
98	5/16	請求	(仮称)清武地区公立公民館建設事業のうち舗装工事の単価記載済み実施設計書		5/24	公開		地域コミュニティ課
99	5/16	請求	平成31年度(更)第4号 中島大坪前線配水管布設替工事の金額入り設計書		5/23	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
100	5/20	申出	平成31年1月1日から平成31年3月31日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所【法人のみ】 ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦初回営業許可年月日 ※但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		5/20	取下		保健衛生課
101	5/20	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)の金額入り設計書		5/30	公開		道路維持課
102	5/20	請求	東部第二土地区画整理事業今村通線外5線道路築造及び整地工事の金額入り設計書		5/28	公開		区画整理課
103	5/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年5月10日～令和元年5月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年5月10日～令和元年5月20日までの受付分)		5/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課
104	5/21	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		5/24	公開		建築指導課
105	5/21	申出	建築計画概要書 第ERI-19002951 H31. 3. 25		5/24	公開		建築指導課
106	5/23	請求	南片瀬原1号線排水溝新設工事(2工区)金額入り設計書		5/28	公開		農林建設課
107	5/24	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館に関する1. 営業施設の名称、2. 営業施設の所在地、3. 営業施設の郵便番号、4. 営業施設の電話番号、5. 営業許可主体の名称(会社名)、6. 営業許可主体の代表社名、7. 営業許可主体の住所(会社住所)、8. 営業許可主体の電話番号(会社住所)、9. 営業許可主体の電話番号(会社電話番号)、10. 営業許可の日付、11. 客室数、12. ホテル旅館・簡易宿所・下宿の区別		6/6	公開		保健衛生課
108	5/27	請求	平成31年3月17日宮崎市飯田自治公民館定期総会における決議文 「太陽光発電施設設置計画等に対する飯田地区方針」(平成31年3月18日付けで宮崎市長宛てに送付済みのもの)		6/6	公開		農林建設課
109	5/27	申出	平成31年1月1日から4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		6/7	部分公開	第7条第2号	区画整理課
110	5/27	請求	食品衛生法第52条第2項の規定により営業許可を受けた者の一覧 営業許可を受けた者の「営業の種類」別の「氏名(法人の名称及び代表者名)」、「住所(所在地)・電話番号」、「営業所の所在地・電話番号」、「営業所の名称、屋号又は商号」及び「使用水」		6/7	公開		保健衛生課
111	5/27	請求	宮崎市職員が青島歴史文化の広場において●●●氏の車の傷の確認をした8月15日の事故処理等報告書		6/3	部分公開	第7条第2号	公園緑地課
112	5/29	申出	宮崎市現況図(1:2500)68、69 昭和56年測量の一部 宮崎市現況図(1:2500)69 昭和61年修正の一部		5/29	公開		都市計画課
113	5/29	申出	宮崎市管轄の下記一覧(できるだけ最新のもの) ・薬局、店舗販売業の許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業者に関しては、上記必須項目に加えて、第1類医薬品の取り扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		6/3	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
114	5/29	申出	宮崎市管轄の下記一覧(できるだけ最新のもの) ・特例販売業の許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業者に関しては、上記必須項目に加えて、第1類医薬品の取り扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		6/3	取下		保健医療課
115	5/29	請求	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(5工区)の金額入り設計書		6/3	公開		農林建設課
116	5/29	請求	新別府川自転車歩行者道築造工事(その2)の金額入り設計書		6/7	公開		区画整理課
117	5/29	請求	平成31年度水質検査業務委託(農薬類)入札開札調書		6/6	部分公開	第7条第6号	浄水課
118	5/30	請求	宮崎市吉村町□□□の●●●に係る照明看板設置の届出申請		6/10	不存在	不存在(一部 不存在含む)	景観課
119	5/30	請求	平成31年1月から令和元年5月までの有料老人ホームの新規届出で以下の内容がわかるもの。 施設名、施設長名、かかりつけ医(内科のみ)		6/5	公開		介護保険課
120	5/31	請求	信号機のある制限区域及び禁止区域に近い(宮崎市吉村町□□□敷地内)の(理容所)●●●に係る屋外広告(照明看板)設置の届出申請の有無がわかるもの		6/10	不存在	不存在(一部 不存在含む)	景観課
121	5/31	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年5月21日~令和元年5月30日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年5月21日~令和元年5月30日までの受付分)		6/10	部分公開	第7条第2号	建築指導課
122	5/31	請求	大島通線外29線街路樹遺児管理業務委託及び小松台南27号線外19線草刈業務委託の金額入り設計書		6/10	公開		道路維持課
123	5/31	請求	平成31年度錦町通線外2線草花食際業務委託の当初金額入り設計書		6/10	部分公開	第7条第6号	景観課
124	5/31	請求	平成31年度北部築都市公園等維持修繕工事(単価契約)の当初金額入り設計書		6/10	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
125	5/31	請求	生目的野線外21線草刈業務委託の金額入り設計書		6/13	公開		道路維持課
126	6/3	申出	令和元年5月1日~5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		6/11	公開		保健衛生課
127	6/3	申出	令和元年5月1日~5月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		6/7	公開		保健衛生課
128	6/3	申出	令和元年5月1日~5月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		6/5	公開		保健医療課
129	6/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年5月1日~令和元年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		6/12	公開		保健衛生課
130	6/5	請求	平成30年1月から平成30年12月までの有料老人ホームの開業情報で以下の内容がわかるもの。 施設名、施設長名、協力医療機関		6/19	公開		介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
131	6/6	申出	平成31年第1回定例会 議案番号38 市道路線の廃止について、議案番号39 市道路線の認定についての ①「認定/廃止」「区域決定」「供用開始」の告示文書 ②位置図と平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状がわかるもの)		6/21	公開		道路維持課
132	6/6	申出	宮崎市内で、令和元年5月1日~5月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		6/12	公開		保健衛生課
133	6/7	請求	公共用水域水質測定業務及び有害大気汚染物質モニタリング業務委託の入札の開札調書		6/17	部分公開	第7条第6号	環境保全課
134	6/7	請求	・荻の台汚水処理場環境化学分析測定業務 ・衛生処理センター環境化学分析測定業務 ・佐土原クリーンパーク環境化学分析測定業務 ・田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・清武町最終処分場及び清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・たらのき台不燃物処理場ガス量調査業務 以上6件の入札の開札調書		6/17	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
135	6/7	請求	・平成31年度農業集落排水処理施設水質等分析測定業務 ・平成31年度大淀処理場水質分析等業務委託 ・平成31年度青島浄化センター水質分析等業務委託 ・平成31年度佐土原浄化センター水質分析等業務委託 以上4件の入札の開札調書		6/17	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
136	6/7	申出	平成29年度(平成30年度報告分)のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の事業所別集計表		6/13	公開		廃棄物対策課
137	6/10	申出	令和元年5月1日~令和元年5月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		6/14	公開		保健衛生課
138	6/10	申出	令和元年5月1日から令和元年5月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		6/12	公開		保健衛生課
139	6/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年5月31日~令和元年6月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年5月31日~令和元年6月10日までの受付分)		6/18	部分公開	第7条第2号	建築指導課
140	6/12	請求	平成31年度橋公園芝生管理業務委託、平成31年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)、平成31年度都市公園等管理業務委託(郡司分公園外)の金額入り設計書		6/17	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
141	6/12	請求	平成31年度橋公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託、平成31年度橋公園花壇(橘通東1丁目)外2箇所草花植栽管理業務委託、平成31年度清武通線外2線草花植栽管理業務委託の金額入り設計書		6/18	部分公開	第7条第6号	景観課
142	6/12	請求	市道テクノリサーチパーク線外3線樹木維持管理業務委託の金額入り設計書		6/17	公開		農林建設課
143	6/12	請求	宝塔山公園管理業務委託の金額入り設計書		6/17	部分公開	第7条第6号	農林建設課
144	6/12	請求	平成31年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託、令和元年度下江上上畑線外23線草刈業務委託、令和元年度希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託の金額入り設計書		6/17	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
145	6/12	請求	宮崎市内で令和元年5月11日から令和元年6月12日までに新規確認を受けた理美容所。 営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名又は法人名、代表者名		6/21	公開		保健衛生課
146	6/12	請求	平成31年度下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金額入り設計書		6/18	部分公開	第7条第6号	浄水課
147	6/12	請求	平成31年度都市公園等管理業務委託(垂水公園外)、平成31年度大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)の金額入り設計書		6/17	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
148	6/12	請求	松小路1号街区公園整備工事の金額入り設計書		6/13	取下		公園緑地課
149	6/12	請求	フローランテ宮崎夢花館ドーム部外防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/20	公開		公園緑地課
150	6/12	請求	宮崎市立生目小学校南校舎東棟屋上防水改修工事、宮崎市立久峰中学校南校舎東棟屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/17	公開		学校施設課
151	6/12	請求	宮崎市中央卸売市場青果棟せり屋屋上防水改修工事(その4)の工事内訳書一式(図面は除く)		6/25	公開		市場課
152	6/12	請求	宮崎市営住宅池内団地148棟屋上防水改修工事の工事内訳書一式(図面は除く)		6/19	公開		建築住宅課
153	6/13	請求	平成30年度(更)第40号 清武通線配水管布設替工事(変更)の金額入り設計書		6/18	公開		水道整備課
154	6/14	請求	宮崎市消防団北分団第2部車庫新築工事の金額入り設計書		6/28	公開		総務課
155	6/14	請求	宮崎市営住宅大坪団地133棟17号室火災復旧工事の金額入り設計書		6/25	公開		建築住宅課
156	6/14	請求	白浜海水浴場施設設備工事の金額入り設計書		6/19	公開		観光戦略課
157	6/14	請求	安藤家武家門保存修理工事の金額入り設計書		6/28	公開		文化財課
158	6/14	請求	宮崎市立小戸小学校南校舎東便所改修工事のうち建築主体工事及び宮崎市立穂中学校中校舎西便所改修工事のうち建築主体工事の金額入り設計書		6/18	公開		学校施設課
159	6/14	請求	高岡温泉やすらぎの郷露天風呂外壁改修工事の金額入り設計書		6/28	公開		地域市民福祉課
160	6/14	請求	宮崎市内において令和元年6月14日までに営業許可を取得しているもののうち以下の項目 ①屋号②営業所所在地③営業所電話番号④申請者氏名または法人名・代表者名⑤申請者住所⑥申請者電話番号⑦営業開始年月日⑧内容名称 ただし、個人申請者住所、電話番号・携帯電話番号、実演販売、自動販売機、短期、臨時での営業を除く		6/26	公開		保健衛生課
161	6/17	請求	下北方松橋線外26線草刈業務委託の金額入り設計書		6/21	公開		道路維持課
162	6/17	請求	生目古墳群史跡公園管理業務委託及び都市公園等管理業務委託(木花公園外)の金額入り設計書		6/25	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
163	6/17	請求	橘公園花壇(橘通東1丁目)外2箇所草花植栽管理業務委託及び清武通線外2線草花植栽管理業務委託の金額入り設計書		6/21	部分公開	第7条第6号	景観課
164	6/17	請求	令和元年度道路橋定期点検業務委託(その2)の金額入り設計書		6/18	公開		道路維持課
165	6/17	請求	建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路関係図面 宮崎市権現町 H14.7.10 14-3号		6/25	部分公開	第7条第2号	建築指導課
166	6/17	申出	建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路関係図面 宮崎市権現町 H4.6.24 4-4号、H4.7.17 4-8号		6/25	部分公開	第7条第2号	建築指導課
167	6/18	請求	令和元年度 宮崎市立小戸小学校南校舎東便所改修工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		6/20	公開		学校施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
168	6/18	申出	建築計画概要書 平成30年4月1日～直近のものまで		6/21	公開		建築指導課
169	6/18	申出	建築計画概要書 第ERI-19007525 H31. 4. 15 第ERI-19014012 R1. 5. 8 第ERI-19014437 R1. 5. 22 第ERI-19016164 R1. 5. 23		6/21	公開		建築指導課
170	6/19	申出	・1975年から1980年の本会議(定例会)会議録 ・1976年から1978年の産業経済委員会会議録 ・中小零細企業振興対策特別委員会会議録 ・宮崎市小売商業活動の調整に関する条例案及び宮崎市小売商業活動の調整に関する条例の一部を改正する条例案議決書		6/20	公開		議事調査課
171	6/20	申出	宮崎市立住吉小学校校舎増築工事のうち建築主体工事の金額入り設計書		6/21	公開		学校施設課
172	6/20	申出	昭和通線(小戸の橋)新橋設置工事(上部工2工区)の金額入り設計書		6/20	公開		市街地整備課
173	6/20	申出	準用河川跡江川河川改修工事(その1)の金額入り設計書		6/24	公開		土木課
174	6/20	申出	平成31年度 生活保護法等診療報酬明細書点検業務における1. 入札もしくは見積もり合わせ参加業者及び欠く事業者の応札金額 2. 仕様書3. 契約書及び契約金額		6/27	部分公開	第7条第3号	社会福祉第一課
175	6/20	申出	平成31年度 国民健康保険診療報酬明細書点検業務における 1. 入札もしくは見積もり合わせ参加業者及び欠く事業者の応札金額 2. 仕様書 3. 契約書及び契約金額		6/21	不存在	不存在(一部不存在含む)	国保年金課
176	6/20	請求	松小路1号街区公園整備工事の金額入り設計書		6/21	公開		公園緑地課
177	6/20	請求	第559号古川面早流1号線道路災害復旧工事の金額入り設計書		6/28	公開		農林建設課
178	6/21	申出	第一種動物取扱業リスト		6/28	公開		保健衛生課
179	6/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年6月11日～令和元年6月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年6月11日～令和元年6月20日までの受付分)		7/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
180	6/24	請求	高岡町川口浄水場中央送水ポンプ更新工事の金額入り設計書		6/25	公開		営業所工務課
181	6/24	請求	石崎の杜鯨鯨館プール電解亜塩素生成装置更新工事の金額入り設計書		6/28	公開		スポーツランド推進課
182	6/24	請求	航空写真(H25)宮崎市細江油田□□□、□□□		6/25	公開		資産税課
183	6/24	申出	建築計画概要書 平成31年1月1日～令和元年6月30日に確認されたもの		6/27	公開		建築指導課
184	6/25	請求	令和元年6月17日の議会運営委員会議事録		6/26	公開		議事調査課
185	6/25	請求	下水道管路施設耐震化工事(1-3工区)、クリーン池田台地区公共樹設置工事(1-1工区、1-2工区)、木原地区下水道管布設工事、有田地区下水道管布設工事(31-1工区)の金額入り当初設計書		7/8	公開		下水道整備課
186	6/25	請求	幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但しシールド工)の金額入り当初設計書		7/1	公開		水道整備課
187	6/25	請求	道路舗装等復旧工事(市内中心部、市内北部、市内西部)の金額入り当初設計書		7/5	公開		配水管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
188	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・第553号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事 ・第177号外田ノ平久木野線道路災害復旧工事 ・第576号尾谷1号線道路災害復旧工事 ・第568号小山田瓜田ダム線道路災害復旧工事 ・三谷川河川維持工事 ・役場中山線流末水路改修工事 ・第575線外楠見線外1線道路災害復旧工事 ・第554号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事 ・第559号古川面早流1号線道路災害復旧工事 ・第573号外去川和石線外1線道路災害復旧工事 ・第560号面早流1号線道路災害復旧工事 上記工事の金額入り設計書		7/2	公開		農林建設課
189	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・第555号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事の金額入り当初設計書 		6/26	取下		農林建設課
190	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・第441号外垂門下畑線道路災害復旧工事 ・芳士前中ノ原線道路舗装新設工事 ・第445号下北方池内線道路災害復旧工事 ・第443号畑倉谷線道路災害復旧工事 ・上野南線外1線排水溝整備工事 ・恒久2の6号線外5線排水溝整備工事 ・一の宮南今村線外2線排水溝整備工事 ・小松ハヶ久保3号線外1線排水溝整備工事 ・霧島2の3号線外2線排水溝整備工事 ・古城門前1号線外2線排水溝整備工事 ・第462号下江上畑線道路災害復旧工事 上記工事の金額入り設計書		7/4	公開		道路維持課
191	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・東部第二土地区画整理事業10-2号線外2線道路築造及び整地工事 ・東部第二土地区画整理事業種原通線1線舗装打換工事 ・飯田土地区画整理事業飯田坂下線外排水路整備外工事 ・新別府川自転車歩行者道築造工事(その2) ・松小路土地区画整理事業松小路通線道路改良工事(1工区) 上記工事の金額入り当初設計書		7/2	公開		区画整理課
192	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・佐土原町住宅団地法面改修工事(2工区) ・第457号中方仲間原線外1線道路災害復旧工事 ・南片瀬原1号線排水溝新設工事(2工区) ・第453号線小永野長原線道路災害復旧工事 上記工事の金額入り当初設計書		6/28	公開		農林建設課
193	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・第449号鹿村野平和線道路災害復旧工事 ・平成31年度(H30災)601-203七野地区(畑)災害復旧工事 上記工事の金額入り当初設計書		6/26	公開		農林建設課
194	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・岡ノ下公園テニスコート改修工事 ・上木原古町線局部改良工事 ・宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(5工区) 上記工事の金額入り当初設計書		6/27	公開		農林建設課
195	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・天ヶ城公園災害復旧工事 ・宝塔山公園災害復旧工事 上記工事の金額入り当初設計書		6/27	公開		公園緑地課
196	6/25	請求	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(15工区) ・昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(右岸1工区) 上記工事の金額入り当初設計書		6/28	公開		市街地整備課
197	6/25	請求	宮崎市立佐土原中学校土留壁復旧工事の金額入り当初設計書		6/26	公開		学校施設課
198	6/25	請求	吉村通線2工区道路改良工事(その17)の金額入り当初設計書		7/9	公開		土木課
199	6/25	請求	久峰総合公園災害復旧工事の金額入り当初設計書		7/4	公開		スポーツランド推進課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
200	6/28	申出	市内における飲食店営業許可施設の一覧(2019年5月末日現在) 屋号、屋号住所、営業者、営業者住所、初回許可年月日、 集団給食施設設置届施設の一覧、施設名、施設住所、設置 者名		7/11	公開		保健衛生課
201	6/28	請求	幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但しシールド工) の金額入り当初設計書		7/1	公開		水道整備課
202	7/1	請求	宮崎市恒久小学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築 主体工事(塗装・防水・左官の3種類)の金額入り設計書		7/8	公開		学校施設課
203	7/2	請求	地番図(H25)宮崎市細江油田□□□、□□□		7/3	公開		資産税課
204	7/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年6月1日～令和元年6月30日 の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露 店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を 除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		7/11	公開		保健衛生課
205	7/2	請求	●●●株式会社が宮崎市内で飲食店営業許可を取得した 施設の台帳のうち、以下の項目一覧(令和元年6月現在) 項目:台帳番号、屋号、営業所所在地、申請者氏名、法人 代表者氏名、申請書住所、業種、種目、開始年月日、終了 年月日、従業者氏名、従業者資格。ただし、廃業したものを 除く。		7/16	公開		保健衛生課
206	7/2	申出	旅館業営業施設(廃止を除く)に関する次の情報 1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 営業 者氏名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 許可年月日、7. 客 室数、8. 営業許可種別(新・旧)		7/9	公開		保健衛生課
207	7/2	請求	昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(右岸1工区)の当 初設計書(数量・単価・金額入り)		7/2	公開		市街地整備課
208	7/2	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年6月21日～令 和元年7月1日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年6月21日～令和元年7 月1日までの受付分)		7/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
209	7/3	申出	建築計画概要書 平成31年4月1日～直近のものまで		7/5	公開		建築指導課
210	7/3	申出	建築計画概要書 第91号 R1. 6. 1 第ERI-19013181 R1. 5. 24		7/5	公開		建築指導課
211	7/3	申出	令和元年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得 した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、 申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての 一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等 での営業を除く)		7/11	公開		保健衛生課
212	7/3	申出	令和元年6月1日～6月30日までに新規で営業許可を取得 した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者 名(可能であれば)		7/9	公開		保健衛生課
213	7/3	申出	令和元年6月1日～6月30日までに新規で開設した施術所 (あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者 名・業務種類(可能であれば)		7/11	公開		保健医療課
214	7/3	申出	宮崎市内で、令和元年6月1日～6月末日までの間に新規 に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携 帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		7/11	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
215	7/4	請求	宮崎市内において平成31年4月1日から令和元年6月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/16	公開		保健衛生課
216	7/4	請求	宮崎市内において平成31年4月1日から令和元年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/16	公開		保健衛生課
217	7/5	申出	令和元年6月1日～令和元年6月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		7/16	公開		保健衛生課
218	7/5	申出	令和元年6月1日から令和元年6月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		7/16	公開		保健衛生課
219	7/8	請求	令和元年7月5日の議会運営委員会議事録		7/11	公開		議事調査課
220	7/8	申出	市内全ての産業廃棄物最終処分場について(安定型と管理型) ・処理業社名、代表者名 ・所在地 ・面積 ・容量 ・残容量 ・許可品目		7/12	公開		廃棄物対策課
221	7/8	請求	6月27日に執行した入札結果等について(案件名、落札金額及び落札業者、指名業者、履行期限)		7/17	部分公開	第7条第6号	契約課
222	7/8	請求	樟中継ポンプ場汚水ポンプ吐出弁改築工事の金額入り設計書		7/16	公開		下水道施設課
223	7/9	申出	下水道管路耐震診断業務委託(1-4工区)の金額入り設計書		7/18	公開		下水道整備課
224	7/9	請求	H28.7.12に出された加江田の森林に係る伐採届全部		7/12	部分公開	第7条第2号	森林水産課
225	7/10	請求	平成31年度 袋1号線配水管布設替工事の金額入り設計書		7/18	公開		水道整備課
226	7/10	請求	2019年5月1日～2019年7月10日に行われた、市議会代表者会の議事録及び配布資料(宮崎市固定資産評価審査員候補者略歴表を除く。)		7/18	公開		議事調査課
227	7/10	請求	2019年5月1日～2019年7月10日に行われた、市議会代表者会の議事録及び配布資料のうち宮崎市固定資産評価審査員候補者略歴表		7/18	部分公開	第7条第2号	議事調査課
228	7/10	請求	宮崎市立青島小学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		7/10	公開		学校施設課
229	7/10	請求	2015年度～2019年度の認定子ども園に対する指導監査結果通知(定例以外)、改善報告書等		7/10	取下		福祉総務課
230	7/10	請求	2015年度～2019年度の認定子ども園に対する指導監査結果通知(定例以外)、改善報告書等		7/10	取下		保育幼稚園課
231	7/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年7月2日～令和元年7月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年7月2日～令和元年7月10日までの受付分)		7/22	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
232	7/12	申出	宮崎市清武文化会館の指定管理者である一般社団法人宮崎市清武文化館が作成及び提出した下記の文書 1. 過去3年分(H30.29.28)の指定管理者としての事業報告・収支報告 2. 過去3年分(H31.30.29)の指定管理者としての事業計画・収支計画 3. 市の出資法人としての事業報告書(H30.29.28)及び収支報告書(H30.29.28)		8/6	部分公開	第7条第2号	文化・市民活動課
233	7/16	請求	宮崎市立青島小学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		7/29	公開		学校施設課
234	7/16	請求	宮崎市立清武中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		7/29	公開		学校施設課
235	7/16	申出	都市計画道路吉村通線(2018年6月供用 700m区間)の平面図及び平成30年4月1日～令和2年4月30日までの供用予定箇所路線情報、位置図、平面図		7/19	公開		市街地整備課
236	7/17	請求	佐土原町下那珂口口口の家屋調査票		7/22	公開		資産税課
237	7/17	請求	木原地区下水道管布設工事(1-1工区)		7/25	公開		下水道整備課
238	7/17	請求	東部第二土地区画整理事業10-2号線外2線道路築造及び整地工事の金額入り設計書		7/23	公開		区画整理課
239	7/17	請求	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(5工区)の金額入り設計書		7/19	公開		農林建設課
240	7/17	請求	第555号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事の金額入り設計書		7/24	公開		農林建設課
241	7/17	請求	大塚台2号歩道橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		7/19	公開		道路維持課
242	7/17	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		7/22	公開		建築指導課
243	7/17	申出	建築計画概要書 第95号 R1. 6. 19 第BVJ-FUK19-10-0367 H31. 4. 10 第ERI-19014012 R1. 5. 8 第ERI-19014437 R1. 5. 22 第ERI-19016164 R1. 5. 23		7/22	公開		建築指導課
244	7/18	請求	導水管耐震化事業実施設計業務委託の金額入り設計書(変更後)		7/19	公開		水道整備課
245	7/19	請求	宮崎市立宮崎西中学校外1校空気調和設備整備工事の金額入り設計書		8/2	公開		学校施設課
246	7/19	申出	平成26年度に実施された宮崎市清武文化会館指定管理者公募において候補者として選定された(一財)清武町文化会館が提出した下記の文書及び現指定期間に係る情報 1. 事業計画書各様式(法人等概要、指定申請書、事業計画書、収支計画書、管理運営実績、自主事業計画書、自主事業収支計画書) 2. 現指定期間中に上記法人が実施した自主事業内容及び収支結果		8/22	部分公開	第7条第2号	文化・市民活動課
247	7/19	請求	赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託(令和元年度)の金額入り設計書		7/29	部分公開	第7条第6号	文化財課
248	7/19	請求	平成31年度 幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書		7/25	公開		水道整備課
249	7/19	請求	宮崎市立宮崎中学校外1校空気調和設備整備工事の金額入り設計書		8/2	公開		学校施設課
250	7/22	申出	旅館業営業許可施設の次の事項について 施設名、施設住所、施設電話番号、営業者の氏名、営業者の代表者氏名(法人の場合のみ)、営業者の住所(法人の場合のみ)、許可番号、許可年月日、許可種別、許可条件(条件付き許可がある場合)		7/26	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
251	7/22	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年7月11日～令和元年7月21日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年7月11日～令和元年7月21日までの受付分)		8/1	部分公開	第7条第2号	建築指導課
252	7/22	請求	第559号古川面早流1号線道路災害復旧工事の金額入り設計書		7/24	公開		農林建設課
253	7/23	請求	宮崎市内で令和元年6月12日から令和元年7月23日までに新規確認を受けた理美容所。 営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名又は法人名、代表者名		7/30	公開		保健衛生課
254	7/24	申出	令和元年7月22日現在 宮崎市内における旅館業法、理容師法、美容師法に基づく許可を受けた施設のうち施設名称、施設住所、施設電話番号、開設者氏名、確認年月日、業態		8/1	公開		保健衛生課
255	7/24	申出	令和元年7月22日現在 宮崎市内における食品衛生法(全業種、ただし臨時、自動車販売機、自動車営業、仮設営業、季節営業等を除く)に基づく許可施設の一覧のうち、施設名称、施設住所、施設電話番号、営業者氏名、確認年月日、業種		8/2	公開		保健衛生課
256	7/25	請求	宮崎市保健所届出(6月末現在)のあん摩マッサージ師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所一覧のうち施設名称、フリガナ、郵便番号、住所、電話番号、施術所の業務の種類		8/1	公開		保健医療課
257	7/29	申出	田代八重ダムに係る水利使用規則の一式。 ・平成6年2月14日付け5建設省九地河調発第6号水利使用許可書 ・平成9年3月28日付け建九水淀第20号水利使用許可書 ・平成17年6月21日付け国九整17水淀第1号水利使用許可書		8/21	公開		水道整備課
258	7/29	申出	田代八重ダムに係る水利使用規則の一式及び田代八重ダムや関連の浄水・取水施設について用地取得や売却についての文書及び議事録。		8/21	部分公開	第7条第3号	財務課
259	7/29	請求	以下①～⑤の令和元年度の最新情報 ①薬局の開設許可施設のうち、名称、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日、販売・授受する医薬品の区分 ②薬局製剤製造販売業の許可施設のうち、名称、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ④毒物劇物一般販売業の登録施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、販売業者氏名、登録番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ⑤高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、販売業者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日		8/7	公開		保健医療課
260	7/30	請求	南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)の単価記載済み実施契約書(変更分)		8/9	公開		道路維持課
261	7/30	請求	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その2)、南宮崎駅東通線配水管布設替工事、袋1号配水管布設替工事及び大島雁ヶ音線配水管布設替工事(その2)の金額入り設計書		8/7	公開		水道整備課
262	7/30	請求	富吉浄水場洗浄水設備更新工事の金額入り設計書		8/6	公開		水道整備課
263	7/30	申出	建築計画概要書 令和元年～直近のものまで		8/5	公開		建築指導課
264	7/30	申出	建築計画概要書 第107号 R1. 6. 27、第124号 R1. 7. 10		8/5	公開		建築指導課
265	7/31	申出	宮崎市内にある以下の有料老人ホームの重要事項説明書 ①●●●●、②▲▲▲▲、③▼▼▼▼、④■ ■ ■ ■、⑤◆◆◆◆		8/14	公開		介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
266	7/31	請求	木原地区下水道管布設工事(1-3工区)の金額入り設計書		8/5	公開		下水道整備課
267	7/31	請求	南原通線道路改良工事(24工区)の金額入り設計書		8/5	公開		市街地整備課
268	8/1	申出	宮崎市本町□□□に所在した「●●●病院」の正式名称、所在地、廃止年月日		8/8	不存在	不存在(一部 不存在含む)	保健医療課
269	8/1	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年7月22日~令和元年7月31日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年7月22日~令和元年7月31日までの受付分)		8/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
270	8/1	請求	高岡9-1マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		8/13	公開		下水道施設課
271	8/1	請求	平和が丘団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		8/7	公開		道路維持課
272	8/2	請求	現地査定調書 平成4年5月12日 宮崎市東大淀2丁目□□□		8/13	部分公開	第7条第2号	用地管理課
273	8/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年7月1日~令和元年7月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		8/14	公開		保健衛生課
274	8/5	申出	令和元年5月1日から令和元年7月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		8/20	部分公開	第7条第2号	区画整理課
275	8/5	請求	宮崎市大淀小外14校フェニックス虫害防管理業務委託の金額入り設計書		8/19	部分公開	第7条第6号	学校施設課
276	8/5	請求	住吉北団地2号線配水管布設替工事、幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その1)及び幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その4)の金額入り設計書		8/16	公開		水道整備課
277	8/5	申出	令和元年7月1日~7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		8/14	公開		保健衛生課
278	8/5	申出	令和元年7月1日~7月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		8/13	公開		保健衛生課
279	8/5	申出	令和元年7月1日~7月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		8/7	公開		保健医療課
280	8/5	申出	宮崎市内で、令和元年7月1日~7月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		8/14	公開		保健衛生課
281	8/7	申出	固定資産税標準宅地(宅地番号:□□□ 所在:新別府町江口□□□付近)の鑑定評価書及び標準宅地調書付随する資料一式		8/9	部分公開	第7条第2号	資産税課
282	8/7	申出	令和元年7月1日~令和元年7月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		8/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
283	8/7	申出	令和元年7月1日から令和元年7月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		8/15	公開		保健衛生課
284	8/8	請求	宮崎市立宮崎西小学校給食室空調設備工事の金額入り設計書(図面を除く)		8/13	公開		保健給食課
285	8/8	請求	島之内永池6号線外4線配水管布設替工事の金額入り設計書		8/21	公開		水道整備課
286	8/9	請求	富吉浄水場洗浄水設備更新工事の金額入り設計書		8/15	公開		浄水課
287	8/9	請求	平成25年度●●保育園園長の給与に関する指摘事項、改善報告書		8/23	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
288	8/9	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年8月1日～令和元年8月8日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年8月1日～令和元年8月8日までの受付分)		8/21	部分公開	第7条第3号	建築指導課
289	8/9	請求	国有財産の譲与契約の締結について(平成16年度)、国有財産譲与契約書(平成16年度)、国有財産特定図(平成16年度)		8/20	公開		農林建設課
290	8/13	請求	①宮崎市立生目中学校技術教室棟防水改修工事、②宮崎市立住吉南小学校東校舎屋上防水改修工事、③宮崎市立宮崎小学校北校舎屋上防水改修工事、④宮崎市立赤江中学校中校舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		8/20	公開		学校施設課
291	8/13	請求	宮崎市自然休養村センター防水改修工事の金額入り設計書		8/16	公開		森林水産課
292	8/13	請求	宮崎市大宮小学校高圧受変電設備更新工事の金額入り設計書(図面なし)		8/23	公開		学校施設課
293	8/13	申出	2019年5月1日から5月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		8/22	公開		保健衛生課
294	8/13	請求	平成19年度中心市街地活性化社会実験事前調査業務委託報告書及び平成20年度中心市街地活性化社会実験業務委託報告書		8/26	部分公開	第7条第1号	都市計画課
295	8/13	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		8/15	公開		建築指導課
296	8/16	請求	平成26年度から平成31年度分の宮崎市の動物園が所有する動物の譲り渡し、譲り受け(動物交換、販売等を含む。)に関する文書、メモ、記録等 動物の移動元(どこから来たのか)、移動先(どこに行ったのか)がわかる文書、メモ、記録等がある場合はそれらも含む。		8/21	公開		公園緑地課
297	8/19	申出	宮崎市高岡町内の各地区の共同墓地の所在地住所一覧		8/22	公開		保健衛生課
298	8/16	請求	・犬の捕獲等に係る睡眠薬等の薬物使用に関する一切の文書(平成29年度から現在まで)		8/30	公開		保健衛生課
299	8/16	請求	・平成30年度の係留していない犬の苦情記録(指導記録を含む)のうち飼主の判明しているもの		8/30	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
300	8/16	請求	・平成30年度の犬に係る苦情処理記録のうち、狂犬病予防法第4条第3項及び第5条第3項の規定に基づき、鑑札・注射済み票を装着するよう指導等を行い、実際に装着確認を行ったもの。		8/30	不存在	不存在(一部不存在含む)	保健衛生課
301	8/19	請求	第559号古川面早流1号線道路災害復旧工事の金額入り設計書		8/21	公開		農林建設課
302	8/19	請求	住吉南小学校給食室床塗装改修工事の単価入り設計書		8/20	公開		保健給食課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
303	8/19	請求	年居地区営農研修施設外1施設外壁改修工事の単価入り設計書		8/21	公開		農林建設課
304	8/19	請求	新一ッ葉橋橋梁修繕工事の単価入り設計書		8/21	公開		道路維持課
305	8/19	請求	①梅野地区学習等供用施設外壁改修工事、②田島地区学習等供用施設外壁改修工事、③田ノ上地区学習等供用施設外壁改修工事、④西春田地区学習等供用施設外壁改修工事、⑤大炊田地区学習等供用施設外壁改修工事、⑥西野久尾地区学習等供用施設外壁改修工事の単価入り設計書		9/2	公開		地域コミュニティ課
306	8/19	請求	宮崎市総合体育館弓道場床塗装改修工事の金額入り設計書		8/22	公開		スポーツランド推進課
307	8/19	請求	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(但し推進工)の金額入り設計書		8/23	公開		水道整備課
308	8/20	請求	①宮崎市立高岡中学校外1校空調和設備整備工事のうち電気設備工事、②宮崎市立蔵岡小学校外1校空調和設備整備工事のうち電気設備工事、③宮崎市立大宮小学校高圧受電設備更新工事の金額入り設計書		8/23	公開		学校施設課
309	8/20	請求	宮崎市中央卸売市場高圧電気幹線改修工事の金額入り設計書		8/27	公開		市場課
310	8/21	請求	宮崎市内で令和元年7月24日から令和元年8月21日までに新規確認を受けた理美容所。 営業所の住所、電話番号、屋号、開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名又は法人名、代表者名		8/27	公開		保健衛生課
311	8/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年8月9日～令和元年8月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年8月9日～令和元年8月20日までの受付分)		8/30	部分公開	第7条第2号	建築指導課
312	8/23	請求	①宮崎市立大宮小学校高圧受変電設備更新工事、②宮崎市立本郷小学校高圧受変電設備更新工事、③宮崎市立本郷中学校高圧受変電設備更新工事、④宮崎市立青島小学校外1校空調和設備整備工事のうち電気設備工事、⑤宮崎市立清武中学校外1項空調和設備整備工事のうち電気設備工事、⑥宮崎市立古城小学校外2校空調和設備整備工事のうち電気設備工事、⑦宮崎市立倉岡小学校外1校空調和設備整備工事のうち電気設備工事、⑧宮崎市立高岡中学校外1項空調和設備整備工事のうち電気設備工事の工事内訳書一式(図面は除く)		9/2	公開		学校施設課
313	8/27	請求	宮崎市教育用タブレット端末提供サービス委託業務プロポーザル審査に係る評価点数表		8/27	公開		教育情報研修センター
314	8/27	請求	①宮崎市立樟中学校中校舎西便所改修工事のうち建築主体工事、②宮崎市立恒久小学校置かない運動場大規模改造工事のうち建築主体工事、⑥宮崎市立池内小学校屋内運動場アリーナ床改修工事の金額入り設計書		9/4	公開		学校施設課
315	8/27	請求	高岡温泉やすらぎの郷露天風呂外壁改修工事の金額入り設計書		8/28	取下		地域市民福祉課
316	8/27	請求	①宮崎市佐土原西体育館床改修工事、②石崎の杜鯨鯨館浴室内壁改修工事の金額入り設計書		9/2	公開		スポーツランド推進課
317	8/27	請求	佐土原地域福祉センター浴室・脱衣室改修工事の金額入り設計書		9/3	公開		福祉総務課
318	8/27	請求	宮崎市消防団佐土原分団第本部消防団車庫新築工事の金額入り設計書		9/2	公開		総務課
319	8/27	請求	第三者委員会に提出された新資料(8月23日の全員協議会及び記者会見で質疑応答があったもの)		9/10	部分公開	第7条第6号	人事課
320	8/27	請求	宮崎ダイハツ●●●の登録の有無について		8/28	部分公開	第7条第2号	市民税課
321	8/27	申出	宮崎市高岡町飯田□□□、□□□の墓地の所有者又は管理者がわかる資料及び墓地が移転する前の情報がわかる資料		8/28	取下		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
322	8/28	請求	①宮崎処理場分流ポンプ圧送管漏水修繕(緊急修繕)、②宮崎処理場分流ポンプ圧送管修繕の契約書及び金額入り設計書 ③鉄板製フクロジョイント、④宮崎処理場分流ポンプ圧送管修繕に伴う資材運搬の契約書及び見積書		9/6	部分公開	第7条第3号	下水道施設課
323	8/28	請求	第三者委員会に提出された新資料(8月23日の全員協議会及び記者会見で質疑応答があったもの)		9/10	部分公開	第7条第6号	人事課
324	8/30	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年8月21日～令和元年8月29日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年8月21日～令和元年8月29日までの受付分)		9/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
325	8/30	請求	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(但し推進工)の金額入り設計書		9/11	公開		水道整備課
326	9/2	請求	宮崎市消防団佐土原分団第本部消防団車庫新築工事の金額入り設計書		9/5	公開		総務課
327	9/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年8月1日～令和元年8月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		9/11	公開		保健衛生課
328	9/3	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		9/9	公開		建築指導課
329	9/3	申出	建築計画概要書 第ERI-19024980 R1.7.18		9/9	公開		建築指導課
330	9/4	申出	令和元年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		9/11	公開		保健衛生課
331	9/4	申出	令和元年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		9/11	公開		保健衛生課
332	9/4	申出	令和元年8月1日～8月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		9/6	公開		保健医療課
333	9/4	請求	宮崎処理場管理本館外壁及び屋根防水部分改修工事の金額入り設計書		9/17	公開		下水道施設課
334	9/4	請求	宮崎市総合体育館弓道場床塗装改修工事の金額入り設計書		9/11	公開		スポーツランド推進課
335	9/4	請求	①宮崎市営住宅池内団地150・151棟外壁改修工事及び②宮崎市営住宅南窪団地157・158棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/13	公開		建築住宅課
336	9/4	請求	梅野地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		9/18	公開		地域コミュニティ課
337	9/4	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		9/10	公開		庁舎管理課
338	9/4	請求	宮崎市立住吉南小学校給食室床塗装改修工事の金額入り設計書		9/10	公開		保健給食課
339	9/4	請求	第451号西春田仲間原道路災害復旧工事の金額入り設計書		9/4	公開		農林建設課
340	9/4	申出	宮崎市内で、令和元年8月1日～8月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		9/11	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
341	9/6	請求	①木原地区下水道管布設工事(1-4工区)及び②木原地区下水道管布設工事(1-5工区)の金額入り設計書		9/17	公開		下水道整備課
342	9/6	申出	令和元年8月1日～令和元年8月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		9/11	公開		保健衛生課
343	9/6	申出	令和元年8月1日から令和元年8月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		9/11	公開		保健衛生課
344	9/6	請求	蛸原2号雨水幹線を含む地域の浸水対策事業についての資料		9/10	公開		土木課
345	9/6	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		9/13	公開		庁舎管理課
346	9/6	請求	①宮崎市営住宅池内団地150・151棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅南窪団地157・158棟外壁改修工事及び③宮崎市営住宅南窪団地156棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/17	公開		建築住宅課
347	9/6	請求	妙見橋外1橋橋梁修繕工事の金額入り設計書の金額入り設計書		9/17	公開		道路維持課
348	9/9	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種全ての施設の一覧(2019/3/1～2019/8/31の間に新規で許可を受けた施設全てで、すでに廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) 【項目】 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種。なお、電話番号については、携帯電話番号を除く。		9/18	公開		保健衛生課
349	9/10	請求	月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		9/17	公開		道路維持課
350	9/10	請求	宮崎市営住宅池内団地150棟・151棟外壁改修工事の単価入り設計書		9/17	公開		建築住宅課
351	9/10	請求	萩の台汚水処理場放流管洗浄業務委託の単価記載済み実施設計書(変更)		9/17	公開		廃棄物対策課
352	9/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年8月30日～令和元年9月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年8月30日～令和元年9月10日までの受付分)		9/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
353	9/11	請求	宮崎市営住宅南窪団地156棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/17	公開		建築住宅課
354	9/11	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		9/19	公開		庁舎管理課
355	9/13	請求	平成26別表bb地域経済循環創造事業交付金に係る内部調査委員会の調査等で顧問弁護士(1～2名)及び第三者委員会弁護士3名及び調査担当員弁護士5名に支払った金員の支払日及び支払い金額		9/30	部分公開	第7条第3号	人事課
356	9/13	申出	宮崎市保健所管内の初回許可日・届出日が平成29年1月1日から令和元年7月31日まで飲食店営業許可施設(固定店舗)及び集団給食登録施設(固定店舗)の営業許可台帳一覧表 屋号・営業所所在地・営業者氏名・代表者氏名(法人のみ)・営業所電話番号・許可開始日・細分業種		9/20	公開		保健衛生課
357	9/13	申出	航空写真(平成10年、平成13年、平成16年、平成19年、平成22年、平成25年分)		9/17	公開		資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
358	9/13	申出	宮崎市内のばい煙発生施設に係るもの		9/20	公開		環境保全課
359	9/17	請求	木材町中道線外3線配水管布設替工事の金額入り設計書		9/27	公開		水道整備課
360	9/17	請求	宮崎市立本郷中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		9/30	公開		学校施設課
361	9/17	請求	第三者委員会との契約書		10/1	部分公開	第7条第3号	人事課
362	9/17	請求	蛸原2号雨水幹線整備工事(9工区)の変更契約後の金額入り設計書		9/26	公開		土木課
363	9/17	請求	宮崎市立住吉中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事の金額入り設計書		9/30	公開		学校施設課
364	9/17	請求	建築計画概要書 平成31年4月1日～令和元年6月30日に確認されたもの		9/24	公開		建築指導課
365	9/17	申出	開発許可番号 平成6年1月11日付けシレイ8001-51.25の擁壁の設計計算書		9/26	部分公開	第7条第2号	開発指導課
366	9/17	申出	開発許可番号 平成元年11月8日付けシレイ8001-18.20の擁壁の設計計算書		9/26	不存在	不存在(一部 不存在含む)	開発指導課
367	9/18	請求	共同利用施設アスベスト含有分析調査業務委託の金額入り設計書 宮崎市大字本郷北方字大丸36-1外宮崎市共同利用施設(津和田センター・月見ヶ丘6次センター・空港南センター・月見ヶ丘センター)		9/27	公開		環境保全課
368	9/19	請求	①令和2年度使用小学校教科用図書採択における専門員名簿及び②平成28年度使用中学校教科用図書採択における専門員名簿		9/20	公開		学校教育課
369	9/19	請求	①後田川緑道外1公園管理業務委託、②生目古墳群史跡公園管理業務委託及び③都市公園等管理業務委託(郡司分公園外)の金額入り設計書		10/1	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
370	9/19	申出	令和2年度小学校教科用図書採択協議会に関する資料のうち研究員名簿		9/20	公開		学校教育課
371	9/20	請求	原田副市長に関する総務省に出向した日、用事の内容がわかる公文書 ①旅行命令書(旅行行程含む) 旅行先:東京都 旅行目的:「全道利第71回定時総会、全道協第41回総会等参加」 旅行期間:令和元年5月15日～17日 ②旅行命令書(旅行行程含む) 旅行先:東京都 旅行目的:「総務省あいさつ回り」 旅行期間:令和元年8月28日		10/4	公開		秘書課
372	9/20	請求	原田副市長に関する総務省に出向した際に会談した内容がわかる公文書		10/4	不存在	不存在(一部 不存在含む)	秘書課
373	9/20	請求	補助金適性化法17条2項による総務省の取消処分を受けた場合、市は加算金の免除を必要とする「やむを得ない事情」に係る一定の理由説明書の提示が手続的に行う義務があるが、その時総務省に提出した文書		9/26	不存在	不存在(一部 不存在含む)	工業政策課
374	9/20	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年9月11日～令和元年9月19日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年9月11日～令和元年9月19日までの受付分)		10/1	部分公開	第7条第2号	建築指導課
375	9/20	申出	令和元年5月1日から令和元年8月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		10/11	部分公開	第7条第2号	区画整理課
376	9/20	請求	平成29年9月6日付事故処理等報告書		9/25	部分公開	第7条第2号	公園緑地課
377	9/20	請求	宮崎市営住宅南窪団地157・158棟外壁改修工事の金額入り設計書		9/26	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
395	10/3	請求	宮崎市内において令和元年7月1日から令和元年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		10/10	公開		保健衛生課
396	10/3	請求	宮崎市内において令和元年7月1日から令和元年9月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		10/11	公開		保健衛生課
397	10/3	請求	令和元年度跡江2地区農地耕作条件改善事業農道舗装工事の当初金額入り設計書		10/8	部分公開	第7条第3号	農村整備課
398	10/3	請求	宮崎市の交付金問題で、虚偽報告に関わった当時の工業政策課の職員が、市(第三者委員会)に提出した上申書		10/18	部分公開	第7条第6号	人事課
399	10/4	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月)の金額入り設計書		10/11	公開		道路維持課
400	10/4	請求	1. 宮崎市立生目中学校外2校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、2. 宮崎市立住吉中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、3. 宮崎市立本郷中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、4. 宮崎市立大塚中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、5. 宮崎市立大淀小学校/パソコン室空気調和設備更新工事(緊急工事)、6. 宮崎市立大久保小学校外1校空気調和設備整備工事、7. 宮崎市立高岡中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、8. 宮崎市立古城小学校外2校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、9. 宮崎市立清武中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、10. 宮崎市立倉岡小学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、11. 宮崎市立青島小学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事、12. 宮崎市立樟中学校外1校空気調和設備整備工事、13. 宮崎市立宮崎西中学校外1校空気調和設備整備工事、14. 宮崎市立宮崎中学校外1校空気調和設備整備工事、15. 宮崎市立恒久小学校職員室空調機更新工事、16. 宮崎市立生目中学校外2校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、17. 宮崎市立住吉中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、18. 宮崎市立大塚中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、19. 宮崎市立本郷中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、20. 宮崎市立本郷中学校高圧受変電設備更新工事、21. 宮崎市立本郷小学校高圧受変電設備更新工事、22. 宮崎市立大宮小学校高圧受変電設備更新工事、23. 宮崎市立高岡中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、24. 宮崎市立倉岡小学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、25. 宮崎市立古城小学校外2校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、26. 宮崎市立清武中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、27. 宮崎市立青島小学校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		10/17	公開		学校施設課
401	10/4	請求	地方自治法で認可した「認可地縁団体」名簿(名称・告示年月日)		10/16	公開		地域コミュニティ課
402	10/4	申出	宮崎市情報公開条例施行前に係る地方自治法で認可した「認可地縁団体」名簿(名称・告示年月日)		10/16	公開		地域コミュニティ課
403	10/4	請求	令和元年度自治公民館名簿(名称・地域自治区ごとに区分け)		10/16	公開		地域コミュニティ課
404	10/4	請求	令和元年度自治会名簿(名称・地域自治区ごとに区分け)		10/16	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
405	10/7	申出	令和元年9月1日～令和元年9月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		10/10	公開		保健衛生課
406	10/7	申出	令和元年9月1日から令和元年9月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		10/11	公開		保健衛生課
407	10/7	請求	昭和通線(小戸の橋)取付道路整備工事(右岸2工区)工事の金額入り設計書		10/10	公開		市街地整備課
408	10/7	請求	見島河川プールの水質検査結果に関する文書		10/15	公開		土木課
409	10/8	請求	宮崎市北消防署西部出張所屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/11	公開		総務課
410	10/9	請求	合流地区管渠改築工事(1-3工区)の金額入り設計書		10/17	公開		下水道整備課
411	10/9	請求	本郷浸水対策事業にかかる概要書		10/16	公開		土木課
412	10/9	申出	①富吉浄水場中央監視制御設備更新工事(平成27年度)、②富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事(平成27年度)、③富吉浄水場非常用自家発電設備更新工事(平成27年度)、④富吉水源地電気設備更新工事(平成29年度)の金額入り設計書及び最低制限価格		10/17	公開		浄水課
413	10/9	申出	大塚中継ポンプ場自家発電設備改築工事(平成30年度)の金額入り設計書及び最低制限価格		10/23	公開		下水道施設課
414	10/9	請求	田野地区桜町排水区雨水管渠布設工事の当初金額入り設計書		10/15	公開		農林建設課
415	10/9	申出	①平成28年度用教科用図書採択に関する専門調査委員名簿(前教科) ②令和2年度用教科用図書採択に関する専門調査委員名簿		10/15	公開		学校教育課
416	10/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年10月1日～令和元年10月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年10月1日～令和元年10月10日までの受付分)		10/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
417	10/11	請求	平成29年7月18日に係る市長への報告書の資料		10/25	公開		工業政策課
418	10/11	請求	平成30年12月17日に再提出した実績報告書からの一連の事務資料		10/25	部分公開	第7条第3号	工業政策課
419	10/11	請求	①宮崎処理場分流ポンプ井外水中攪拌機改築工事、②宮崎処理場汚泥脱水設備NO. 2汚泥移送ポンプ外改築工事、③木花処理場脱臭塔改築工事、④大淀処理場NO. 2機械濃縮汚泥ポンプ外改築工事、⑤宮崎処理場合流沈砂池沈砂洗浄機改築工事、⑥大淀処理場主流入ゲート改築工事、⑦大淀処理場NO. 3初沈汚泥ポンプ外改築工事の金額入り設計書		10/24	公開		下水道施設課
420	10/11	請求	合流地区管渠改築工事(1-2工区)の単価記載済み実施設計書		10/18	公開		下水道整備課
421	10/11	請求	●●●弁護士に国庫補助金事務処理状況調査庁内委員会にかかわる調査事務を委託した起案書の開示及び●●●氏よりどの様な回答書を受理し、平成30年11月14日に▲▲▲円を支払ったのかに関する資料		10/24	部分公開	第7条第3号	人事課
422	10/11	請求	宮崎市第四庁舎機械式立体駐車場解体工事の金額入り設計書		10/21	公開		総務法制課
423	10/11	請求	宮崎市立恒久小学校屋内運動場大規模改修工事のうち既設建物床解体工事の金額入り設計書		10/25	公開		学校施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
424	10/11	請求	宮崎市消防団佐土原分団第本部部消防団車庫解体工事の金額入り設計書		10/16	公開		総務課
425	10/15	申出	①平成31年度の実施要綱・災害補償規定等(平成30年度と同じ場合は除く)、②平成31年度契約時の仕様書、③平成31年度契約時の入札及び見積もり合わせ等の結果、④平成31年度契約の保険証券及び特約・明細書等(保険約款不要)、⑤平成28、29、30年度契約の事故件数及び支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)		10/30	部分公開	第7条第6号	文化市民活動課
426	10/15	申出	令和元年9月1日から令和元年9月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		10/18	公開		保険衛生課
427	10/15	申出	最新の土地の固定資産評価事務取扱に関する文書		10/21	公開		資産税課
428	10/15	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		10/21	公開		建築指導課
429	10/15	申出	建築計画概要書 第ERI-19035058 R1.9.4 第ERI-19031127 R1.9.4 第ERI-19035479 R1.9.5		10/21	公開		建築指導課
430	10/16	請求	①宮崎市営住宅池内団地144棟屋上防水改修工事、②宮崎市営住宅岡団地57-1棟屋上防水改修工事、③宮崎市営住宅老松団地268棟屋上防水改修工事、④宮崎市営住宅岡団地56-2棟屋上防水改修工事、⑤宮崎市営住宅池内団地149棟屋上防水改修工事、⑥宮崎市営住宅池内団地143棟屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/18	公開		建築住宅課
431	10/16	請求	大塚地区下水道管布設工事(1-1工区)の金額入り設計書		10/21	公開		下水道整備課
432	10/18	請求	合流地区管渠改築工事(1-3工区)及び合流地区管渠改築工事(1-4工区)の金額入り設計書		10/25	公開		下水道整備課
433	10/18	請求	佐土原導配水管撤去工事(但し替水橋撤去工)の金額入り設計書		10/25	公開		水道整備課
434	10/18	請求	大塚地区下水道管布設工事(1-1工区)及び木原地区下水道管布設工事(1-6工区)の金額入り設計書		10/21	公開		下水道整備課
435	10/18	請求	昭和61年 有限会社●●●に係る建築基準法第48条許可の設計変更及び添付書類		10/29	部分公開	第7条第2号	建築指導課
436	10/18	申出	傷害保険(普通傷害保険)の写し		10/30	公開		選挙管理委員会事務局
437	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/19	部分公開	第7条第2号	企画総務課
438	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/19	公開		企画総務課
439	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/5	部分公開	第7条第3号	総務課
440	10/18	申出	・水道賠償責任保険 ・下水道賠償責任保険 ・建物総合損害共済委託申込承認証 ・自動車損害共済委託申込承認証		10/29	部分公開	第7条第3号	総務課
441	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		10/29	取下		農業委員会事務局
442	10/18	申出	賃貸住宅居住者総合保険スーパー家財、リビングパートナー保険、個人用火災総合保険THE家財の保険、新家財総合保険、賃貸住宅居住者総合保険リビングFITの証券		11/28	部分公開	第7条第2号	企画政策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
443	10/18	申出	・DJI機体保険の被保険者証 ・DJI無償付帯賠償責任保険・Softbank拡張補償の被保険者証 ・住まいの保険証券		11/29	部分公開	第7条第2号	秘書課
444	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 ただし、庁用車の任意保険・全国市町村・私有地物件共済等は保険料総額がわかれば良いので証明書は不要(他、市民活動保険、自賠責保険は不要) 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/22	公開		資産経営課
445	10/18	申出	市で加入している保険契約(損害保険)のうち、「全国市長会市民総合賠償補償保険」の加入証		10/28	公開		総務法制課
446	10/18	申出	自動車損害共済委託申込承認証(総合契約)		11/14	部分公開	第7条第3号	庁舎管理課
447	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/12	公開		危機管理課
448	10/18	申出	「児童安全共済制度」加入者証一式(保険期間 2019年5月1日から2020年5月1日まで)		11/27	部分公開	第7条第3号	地域コミュニティ課
449	10/18	申出	建物総合損害共済委託申込承認証		11/28	部分公開	第7条第3号	生活課
450	10/18	申出	介護保険課で加入している保険契約(損害保険)の保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し		11/29	公開		介護保険課
451	10/18	申出	社会福祉第一課で加入している事業活動総合保険証券		11/19	部分公開	第7条第3号	社会福祉第一課
452	10/18	申出	・傷害保険(普通傷害保険)の保険証券 ・ほいくのほけんの加入通知書 ・食品営業賠償共済加入者証		11/21	公開		保育幼稚園課
453	10/18	申出	「児童安全共済制度」「児童厚生員共済制度」加入証(対象施設) ・宮崎市中央地域子育て支援センター ・宮崎市高岡地域子育て支援センター ・宮崎市みやざき子育て支援センター		11/29	部分公開	第7条第3号	子育て支援課
454	10/18	申出	宮崎市ちびっ子広場賠償責任保険証券		11/29	部分公開	第7条第3号	子育て支援課
455	10/18	申出	保険証券(医師賠償責任保険・火災保険)		11/18	公開		保健医療課
456	10/18	申出	保険証券(建物総合損害共済)		11/25	部分公開	第7条第3号	保健医療課
457	10/18	申出	「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」(健診特約を含む)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し 平成30年9月1日～令和元年8月31日始期分		11/28	公開		健康支援課
458	10/18	申出	市で加入している保険契約(損害保険)の担当課、件数、保険金額(森林水産課所管分)		11/22	公開		森林水産課
459	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/20	部分公開	第7条第3号	農村整備課
460	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/22	部分公開	第7条第3号	市場課
461	10/18	申出	国内旅行傷害保険		11/29	公開		観光戦略課
462	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 ・水門操作作業に伴う普通傷害保険 ・河川愛護活動に伴う普通傷害保険及び賠償責任保険		11/18	公開		土木課
463	10/18	申出	道路賠償責任保険被保険者証及び加入申込書		11/29	部分公開	第7条第3号	用地管理課
464	10/18	申出	道路賠償責任保険加入申込書、道路賠償責任保険被保険者証		11/25	部分公開	第7条第3号	道路維持課
465	10/18	申出	宮崎市営住宅の賠償責任保険		11/18	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
466	10/18	申出	市で加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等(区画整理課分)		11/26	公開		区画整理課
467	10/18	申出	宮崎市が加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券の写し。 平成30年9月1日から令和元年8月31日始期分。		11/27	部分公開	第7条第3号	建築指導課
468	10/18	申出	保険証券(平成31年度水門操作に伴う普通傷害保険)		11/20	公開		農林建設課
469	10/18	申出	市で加入している保険契約(損害保険)の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し		11/26	公開		会計課
470	10/21	請求	木原地区下水道管布設工事(1-8工区)の金額入り設計書		10/21	公開		下水道整備課
471	10/21	請求	宮崎市立広瀬中学校北校舎東棟外壁改修工事の金額入り設計書		10/31	公開		学校施設課
472	10/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年10月11日～令和元年10月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年10月11日～令和元年10月20日までの受付分)		11/1	部分公開	第7条第2号	建築指導課
473	10/21	請求	市・県・警察との●●●問題に関する協議録、▲▲▲氏との協議録、▲▲▲氏の●●●の問題の偽造に関する相談記録、▼▼▼氏の相談記録 建築基準法違反・文書偽造を覚知して以降、市から●●●へ指導・指示、連絡を行ったことがわかる資料		10/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課
474	10/25	請求	旧小戸母子生活支援施設解体工事の金額入り設計書		11/7	公開		保育幼稚園課
475	10/25	請求	旧小戸母子生活支援施設解体工事及び宮崎市営住宅黒坂団地解体工事の金額入り設計書		10/31	公開		建築住宅課
476	10/28	請求	社会福祉法人●●●、▲▲▲氏、▼▼▼氏に対する指導事項(2012年～2018年)		11/11	部分公開	第7条第2号	福祉総務課
477	10/29	請求	2019年3月24日、宮崎市中村東1丁目□□□付近での火災の原因の分かる資料(火災原因判定書等)		11/12	部分公開	第7条第2号	南消防署
478	10/29	請求	①宮崎市立大塚中学校外1校空調和設備整備工事のうち機械設備工事、②宮崎市立住吉中学校外1校空調和設備整備工事のうち機械設備整備工事、③宮崎市立宮崎西中学校外1校空調和設備工事、④宮崎市立中学校外1校空調和設備整備工事、⑤宮崎市立穂中学校外1校空調和設備工事の金額入り設計書		11/7	公開		学校施設課
479	10/31	申出	令和元年9月1日から令和元年9月30日までに新たに開設した診療所(歯科含む)の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤開設年月日、⑥診療科目		11/12	公開		保健医療課
480	10/31	請求	開発許可番号 平成12年6月26日付宮都指令第2号6 宮崎市大字新名爪字鼻切□□□に存するL型擁壁の施工内容、寸法図、施工方法		11/7	公開		開発指導課
481	10/31	請求	・(有)●●●の運営する▲▲▲の相談支援専門員の平成30年に▼▼▼さんより■●●さんへ変更になった時の変更届 ・同法人運営の▲▲▲(多機能型事業所)の平成30年にサービス管理責任者が◆◆◆さんへ変わったときの変更届		11/12	非公開	第7条第2号	障がい福祉課
482	10/31	請求	宮崎東小学校のいじめ問題に係る宮崎市教育委員会が設置したいじめ対策委員会に関する資料		11/13	不存在	不存在(一部不存在含む)	学校教育課
483	11/1	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年10月21日～令和元年10月31日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年10月21日～令和元年10月31日までの受付分)		11/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
484	11/1	請求	光陽台地区学習等供用施設空調和せつび更新工事の金額入り設計書		11/14	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
485	11/5	申出	令和元年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		11/13	公開		保健衛生課
486	11/5	申出	令和元年10月1日～10月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		11/7	公開		保健衛生課
487	11/5	申出	令和元年10月1日～10月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		11/12	公開		保健医療課
488	11/5	請求	木崎1号線局部改良工事(1工区)の金額入り設計書		11/14	公開		農林建設課
489	11/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年10月1日～令和元年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		11/13	公開		保健衛生課
490	11/5	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		11/11	公開		建築指導課
491	11/5	申出	宮崎市内で、令和元年10月1日～10月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		11/13	公開		保健衛生課
492	11/6	請求	宮崎市民文化ホール大ホール北面外外壁改修工事の金額入り設計書		11/11	公開		文化・市民活動課
493	11/6	請求	公園通線配水管布設替工事の金額入り設計書		11/12	公開		水道整備課
494	11/6	請求	畑2号橋橋梁修繕工事の金額入り設計書		11/15	公開		道路維持課
495	11/6	請求	路面下空洞調査業務委託の金額入り設計図書		11/18	公開		下水道整備課
496	11/7	申出	2019年10月1日から10月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		11/19	公開		保健衛生課
497	11/7	請求	平成31年度第3階中央東地域自治区地域協議会の会議録(文書) 令和元年6月11日付 宮地第116号の文書		11/21	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
498	11/7	請求	緑松体育館駐車場新設工事の金額入り設計書		11/19	公開		スポーツランド推進課
499	11/7	請求	宮崎市消防局管内危険物施設一覧 宮崎市消防局管内の危険物取扱所及び貯蔵施設の事業所名・設置場所・施設区分・種類・品名・数量		11/18	公開		予防課
500	11/8	申出	建築計画概要書 平成31年10月1日～令和元年9月30日に確認されたもの		11/11	公開		建築指導課
501	11/8	申出	令和元年10月1日～令和元年10月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		11/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
502	11/8	申出	令和元年10月1日から令和元年10月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		11/19	公開		保健衛生課
503	11/8	請求	①宮崎市立生目中学校外2校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、②宮崎市立住吉中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、③宮崎市立大塚中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事、④宮崎市立本郷中学校外1校空気調和設備整備工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		11/20	公開		学校施設課
504	11/11	請求	久峰総合公園災害復旧工事の金額入り設計書		11/12	公開		スポーツランド推進課
505	11/11	請求	東部第二土地区画整理事業10-2号線外2線道路築造及び整理事業の金額入り設計書		11/11	公開		区画整理課
506	11/11	請求	①第462号下江上畑線道路災害普及工事、②月見ヶ丘団地内道路・排水対策整備工事、③大塚台団地内道路・排水対策整備工事の金額入り設計書		11/12	公開		道路維持課
507	11/11	請求	①第573号外去川和石線外1線道路災害復旧工事、②第575号外楠見線外1線道路災害復旧工事、③第563号南城寺尾弘線道路災害復旧工事、④南城寺トンネル修繕工事の金額入り設計書		11/20	公開		農林建設課
508	11/11	請求	芳士四本松線3工区道路改良工事(その3)の金額入り設計書		11/12	公開		土木課
509	11/11	請求	佐土原住宅団地法面改修工事(2工区)		11/22	公開		資産経営課
510	11/11	請求	昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(右岸2工区)の金額入り設計書		11/13	公開		市街地整備課
511	11/11	請求	幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但しシールド工)の金額入り設計書		11/19	公開		水道整備課
512	11/11	請求	清武地区下水道管布設工事(1-1項区)		11/18	公開		下水道整備課
513	11/11	請求	田野地区桜町排水区雨水管渠布設工事の金額入り設計書		11/19	公開		農林建設課
514	11/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年11月1日～令和元年11月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年11月1日～令和元年11月10日までの受付分)		11/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
515	11/12	請求	①大淀処理区外マンホールポンプ場改築工事、②宮崎処理区マンホールポンプ場改築工事の金額入り設計書		11/20	公開		下水道施設課
516	11/12	請求	宮崎市木花児童センター駐車場整備工事の金額入り設計書		11/21	公開		子育て支援課
517	11/12	請求	旧青島地域センター及び旧青島公民館図面		11/13	部分公開	第7条第2号	庁舎管理課
518	11/12	請求	宮崎市立国富小学校南校舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		11/26	公開		学校施設課
519	11/12	請求	宮崎市営住宅池内団地152棟屋上防水改修工事の金額入り設計書		11/13	公開		建築住宅課
520	11/13	申出	①:土地・家屋課税台帳の電磁的記録 ②:①が存在しない又は開示が不可能の場合は、宮崎市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建物年月日の情報を含む一覧の電磁的記録		11/19	非公開	第7条第1号	資産税課
521	11/13	申出	宮崎市全域の字界・字名・家屋を含む「地番」及び「筆界」を示す最新の地図(図面)情報(平成31年1月1日現在)		11/19	公開		資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
522	11/13	申出	令和元年10月31日現在、宮崎市内において食品の営業許可、県条例登録を取得している事業者の以下の項目の一覧 ・屋号 ・屋号カナ ・営業所所在地 ・営業所都道府県名 ・営業所市区町村名 ・営業所電話番号(携帯電話番号を除く) ・申請者氏名(法人のみ) ・業種 ・種目 ・初回許可(登録)年月日 ・許可(登録)年月日 ・許可(登録)番号 ・許可(登録)の条件 ・開始年月日 ・終了年月日 ・備考		11/21	公開		保険衛生課
523	11/14	申出	令和元年8月1日から令和元年10月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		12/10	部分公開	第7条第2号	区画整理課
524	11/15	申出	平成31年4月1日から令和元年9月1日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所【法人のみ】 ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦初回営業許可年月日 ※但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		11/22	公開		保健衛生課
525	11/15	請求	平成30年度林道荒平山線災害復旧工事の金額入り設計書		11/20	公開		農林建設課
526	11/15	請求	加納地区下水道管布設工事(1-1工区)第1回変更分の金額入り設計書		11/19	公開		下水道整備課
527	11/19	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		11/22	公開		建築指導課
528	11/20	申出	佐土原旧図(字図)		11/25	公開		農林建設課
529	11/20	請求	宮崎市大規模盛土造成地マップに関する抽出方法、一覧、結果		11/25	公開		開発指導課
530	11/20	請求	宮崎市大塚台児童プール塗装改修工事の金額入り設計書		11/29	公開		子育て支援課
531	11/20	請求	①宮崎市立住吉南小学校西校舎外壁改修工事、②宮崎市立広瀬中学校北校舎東棟外壁改修工事の金額入り設計書		12/4	公開		学校施設課
532	11/20	請求	天神地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		11/20	公開		地域コミュニティ課
533	11/20	請求	西春田地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		11/20	公開		地域コミュニティ課
534	11/20	請求	宮崎市中央卸売市場給排水消火設備改修工事(その2)の金額入り設計書		11/25	公開		市場課
535	11/20	請求	令和元年11月15日(金)宮崎市堀川町□□□で発生した事故の緊急搬送に係る救急活動報告書		12/4	部分公開	第7条第2号	北消防署
536	11/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年11月11日～令和元年11月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年11月11日～令和元年11月20日までの受付分)		12/3	部分公開	第7条第2号	建築指導課
537	11/22	申出	令和2年度使用小学校教科書宮崎地区採択協議会 ・協議会規約 ・専門委員名簿 ・採択事務日程		12/10	公開		学校教育課
538	11/25	請求	加納地区下水道管布設工事(1-3工区)の金額入り設計書		12/2	公開		下水道整備課
539	11/25	請求	宮崎市高岡総合支所休憩室改修工事の金額入り設計書		11/27	公開		庁舎管理課
540	11/25	請求	有限会社●●●(宮崎市大字新名爪□□□)について、①産業廃棄物に係る各許可証、②産業廃棄物に係る各変更許可証		12/2	公開		廃棄物対策課
541	11/25	請求	令和元年度大谷下池農業用ため池緊急防災対策工事の金額入り設計書		11/28	部分公開	第7条第3号	農村整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
542	11/25	請求	たすけあい資金の運用状況がわかる資料(運用開始時点から現在まで) ①貸付件数、②貸付金額、③貸付残高、④貸付金回収額及び件数		12/9	部分公開	第7条第2号	社会福祉第一課
543	11/25	請求	①令和元年11月19日開催の平成31年度第4階中央東自治体地域協議会会議録 ②平成30年度中央東まちづくり推進委員会が作成して、宮崎市地域コミュニティ課に提出した、地域コミュニティ活動交付金の使途に係る協議書(地域まちづくり推進委員会名:中央東まちづくり推進委員会、実施年度:H30、事業名:三世交代事業(カローリング大会)支出費目:備品購入費、対象経費(カローリングセット1個)) ③平成30年3月3日付けで、有限会社●●●が作成して、中央東まちづくり推進委員会が宮崎市地域コミュニティ課に提出した見積書(カローリング・メジャー競技用Aセット金額390,000円) ④平成30年3月1日付けで、有限会社▲▲▲が作成して、中央東まちづくり推進委員会が宮崎市地域コミュニティ課に提出した、見積書(カローリング・メジャー競技用Aセット金額348,840円)		12/6	不存在	不存在(一部 不存在含む)	地域コミュニティ課
544	11/25	請求	①令和元年11月19日開催の平成31年度第4回中央東地域自治体地域協議会・会議で配布された「宮崎市地域コミュニティ課作成・平成30年度中央東まちづくり推進委員会の地域コミュニティ活動交付金に係る手続きの経緯」 ②平成30年6月27日開催の平成30年度第2回中央東地域協議会(臨時会)・会議で配布された、地域コミュニティ活動交付金の使途に係る協議書(地域まちづくり推進委員会名:中央東まちづくり推進委員会、実施年度:H30、事業名:事務局管理運営事業(広報事業)、支出科目:備品購入費、対象経費(鍵付引違型))		12/6	公開		地域コミュニティ課
545	11/26	請求	平成31年度 下小松柏原線外1線配水管布設替工事の金額入り設計書		12/5	公開		水道整備課
546	11/27	請求	町前橋橋梁修繕工事(その2)の金額入り設計書		12/6	公開		道路維持課
547	11/29	請求	防災支援拠点の設計概要図及び不動産鑑定評価		12/9	公開		企画政策課
548	11/29	請求	宮崎上水道施設運転管理業務の薬品単価表		12/12	部分公開	第7条第3号	浄水課
549	11/29	請求	①蛸原2号雨水幹線整備工事(9工区)(変更)、②準用河川跡江川河川改修工事(その2)(変更1)、③準用河川跡江川河川改修工事(その2)(変更2)の金額入り設計書		12/6	公開		土木課
550	11/29	請求	学園通線舗装修繕工事(変更)の金額入り設計書		12/2	公開		道路維持課
551	11/29	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(19工区但し舗装工)の金額入り設計書		12/6	公開		市街地整備課
552	11/29	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(19工区但し舗装工)の金額入り設計書		12/2	取下		土木課
553	12/2	請求	2020年度「市広報みやざき」及び「宮崎市ホームページ」の広告枠売りに係る「入札・開札調書」		12/6	部分公開	第7条第6号	秘書課
554	12/2	請求	2020年度宮崎市納税通知書封筒(3種)広告枠売りに係る全応札企業及び全応札金額、予定価格がわかる文書。		12/5	部分公開	第7条第6号	市民税課
555	12/2	申出	令和元年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く)		12/10	公開		保健衛生課
556	12/2	申出	令和元年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		12/10	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
557	12/2	申出	令和元年11月1日～11月30日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名・業務種類(可能であれば)		12/4	公開		保健医療課
558	12/2	請求	町前橋橋梁修繕工事(その2)の金額入り設計書		12/2	公開		道路維持課
559	12/2	請求	赤江東地区交流センター外壁改修工事の金額入り設計書		12/4	公開		地域コミュニティ課
560	12/2	請求	①宮崎市立住吉南小学校西校舎外壁改修工事、②宮崎市立広瀬中学校北校舎東棟外壁改修工事の金額入り設計書		12/6	公開		学校施設課
561	12/2	請求	宮崎市大塚台児童プール塗装改修工事の金額入り設計書		12/3	公開		子育て支援課
562	12/2	請求	①宮崎市営住宅池内団地152棟外壁改修工事、②宮崎市営住宅学園木花台217・218棟外壁改修工事、③宮崎市営住宅生目台190棟外壁改修工事の金額入り設計書		12/11	公開		建築住宅課
563	12/2	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事の金額入り設計書		12/4	公開		庁舎管理課
564	12/3	請求	宮崎市田野総合支所屋上防水改修工事の金額入り設計書		12/4	公開		庁舎管理課
565	12/3	請求	消防局庁舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		12/6	公開		総務課
566	12/3	請求	柏田水源地電気室及びポンプ室屋根防水工事の金額入り設計書		12/11	公開		浄水課
567	12/3	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年11月21日～令和元年12月2日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年11月21日～令和元年12月2日までの受付分)		12/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
568	12/3	請求	令和元年度大照寺地区農村地域防災減災事業ため池整備工事の金額入り設計書		12/12	公開		農林建設課
569	12/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年10月1日～令和元年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		12/10	公開		保健衛生課
570	12/4	請求	住吉南小学校西校舎外壁改修工事の金額入り設計書		12/9	公開		学校施設課
571	12/4	申出	宮崎市内で、令和元年11月1日～11月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		12/10	公開		保健衛生課
572	12/5	申出	2019年11月1日から11月30日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目: 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		12/10	公開		保健衛生課
573	12/6	申出	令和元年11月1日～令和元年11月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		12/10	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
574	12/6	申出	令和元年11月1日から令和元年11月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		12/10	公開		保健衛生課
575	12/9	請求	土地・建物評価事務取扱要領(地方税法第388条第1項の規定による固定資産評価基準に基づく実務要綱)		12/20	公開		資産税課
576	12/9	申出	令和元年10月1日から令和元年11月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		12/12	公開		保険衛生課
577	12/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年12月3日～令和元年12月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年12月3日～令和元年12月10日までの受付分)		12/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
578	12/11	請求	第553号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事の金額入り設計書		12/13	公開		農林建設課
579	12/17	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		12/19	公開		建築指導課
580	12/17	申出	建築計画概要書 第237号 R1年11月11日 第242号 R1年11月15日		12/19	部分公開	第7条第2号	建築指導課
581	12/19	申出	建築計画概要書 令和元年8月1日～令和元年12月31日に確認されたもの		1/7	公開		建築指導課
582	12/20	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年12月3日～令和元年12月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年12月3日～令和元年12月10日までの受付分)		12/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
583	12/20	請求	・宮崎市状況類似地区区分図(平成18年度) ・宮崎市状況類似地区区分図(平成24年度) ・状況類似地区単価表(畑)		12/26	公開		資産税課
584	12/20	申出	生目の杜運動公園アイビースタジアム役員室空調機更新工事の金額入り設計書(図面を除く)		12/24	公開		スポーツランド推進課
585	12/20	申出	宮崎市中央卸売市場青果棟空調設備設備更新工事の金額入り設計書		12/24	公開		市場課
586	12/20	申出	宮崎市佐土原総合支所南庁舎空調設備更新工事の金額入り設計書		12/24	公開		庁舎管理課
587	12/20	申出	清武地区福祉ゾーン(ふれあいの里)公共下水道接続工事及び宮崎市南部老人福祉センター給水給湯配管改修工事の金額入り設計書		12/24	公開		長寿支援課
588	12/23	申出	建築計画概要書 令和元年7月1日～令和元年12月31日に確認されたもの		1/7	公開		建築指導課
589	12/24	申出	意見募集期間 平成30年10月15日～平成30年11月14日までに行った「廃棄物処理施設手続条例に関する意見募集」において収集した「意見」の原本の写し		12/24	取下		廃棄物対策課
590	12/24	請求	畑2号橋橋梁補修工事の金額入り設計書		1/6	公開		道路維持課
591	12/24	請求	道の駅フェニックス木階段・展望デッキ塗装工事の金額入り設計書		1/7	公開		観光戦略課
592	12/24	請求	春日台地区学習等供用施設外壁改修工事及び黒田地区学習等供用施設外壁改修工事の金額入り設計書		12/25	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
593	12/25	請求	①平成22年1月1日から令和元年12月25日までに新規確認を受けた理美容所の次の事項(廃止施設も含む)。 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者名、開業区分、確認年月日、廃止年月日 ②平成22年1月1日から令和元年12月25日までに廃止届のあった理美容所の次の事項。 ・施設名称、施設所在地、確認年月日、廃止年月日		1/8	公開		保険衛生課
594	12/26	請求	2019年5月1日から2019年12月18日までに新規開設した飲食店営業許可施設に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		1/6	公開		保険衛生課
595	12/26	請求	2019年5月1日から2019年12月18日までに新規開設した理美容所に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		1/7	公開		保険衛生課
596	12/26	請求	2019年5月1日から2019年12月18日までに新規開設した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		1/6	公開		保健医療課
597	12/26	請求	宮崎市内において、令和元年8月1日から令和元年12月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設(常設固定店舗、自動販売機を除く)のうち、以下の項目の一覧。 項目:①屋号、②営業所所在地、③営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、④申請者氏名、⑤法人代表者氏名、⑥申請者住所(法人のみ)、⑦申請者電話番号(法人のみ、携帯電話番号を除く)		1/6	公開		保険衛生課
598	12/26	請求	宮崎市内において、令和元年8月1日から令和元年12月末日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法について新規確認をうけたもの又は許可を取得したもののうち次の事項。 項目:①施設所在地、②施設電話番号、③開設者名、④開設者所在地(法人のみ)、⑤開設者電話番号(開設者のみ)		1/7	公開		保険衛生課
599	12/27	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年12月19日～令和元年12月26日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年12月19日～令和元年12月26日までの受付分)		1/10	部分公開	第7条第2号	建築指導課
600	1/6	請求	平成31年度都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)金額入り設計書		1/10	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
601	1/6	請求	平成31年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託金額入り設計書		1/14	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
602	1/6	請求	平成31年度大塚下川原線他11線草刈業務委託金額入り設計書		1/7	公開		道路維持課
603	1/6	申出	令和元年11月末時点で営業許可申請のある環境衛生営業施設一覧		1/20	公開		保健衛生課
604	1/6	請求	・灰ヶ野堀口線道路改良工事(その2) ・麓梅谷線歩道整備工事(その2) 金額入り設計書(当初)		1/10	公開		田野農林建設課
605	1/7	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和元年12月1日～令和元年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		1/16	公開		保健衛生課
606	1/6	請求	永楽3号線外1線配水管布設替工事金額入り設計書		1/10	公開		水道整備課
607	1/7	請求	障がい福祉サービス就労継続支援B型事業所●●●についての苦情申立てに関する文書、実地指導及び監査に関する文書、結果報告書等。H24-H26		1/21	部分公開	第7条第2号	障がい福祉課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
608	1/7	請求	障がい福祉サービス就労継続支援B型事業所●●●●についての苦情申立てに関する文書、実地指導及び監査に関する文書、結果報告書等。H24-H26		1/21	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
609	1/8	申出	令和元年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表。(携帯電話番号、自動・短期営業、自動販売機等を除く)		1/16	公開		保健衛生課
610	1/8	申出	令和元年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		1/22	公開		保健衛生課
611	1/8	申出	令和元年12月1日～12月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		1/10	公開		保健医療課
612	1/8	申出	令和元年11月30日現在で開設している診療所(歯科含む)の施設一覧 ①施設名称、②施設の所在地、③開設者の氏名、④診療所の電話番号、⑤開設年月日、⑥診療科目		1/15	公開		保健医療課
613	1/8	請求	加納小学校いじめ事案「要望書」への回答		1/15	公開		学校教育課
614	1/7	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		1/10	公開		建築指導課
615	1/8	請求	第144号西原田仲間原線道路災害復旧工事金額入り設計書		1/20	公開		農林建設課
616	1/8	申出	宮崎市内で、令和元年12月1日～12月31日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・短期、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初回許可年月日、終了年月日、種目について		1/16	公開		保健衛生課
617	1/9	申出	令和元年11月1日～令和元年11月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		1/20	公開		保健衛生課
618	1/9	申出	令和元年12月1日から令和元年12月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、許可開始日、終了年月日。法人については、申請者住所、申請者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名。		1/16	公開		保健衛生課
619	1/9	請求	柞木橋水源地外2施設解体工事 金額入り設計書		1/15	公開		営業所工務課
620	1/10	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和元年12月27日～令和2年1月9日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和元年12月27日～令和2年1月9日までの受付分)		1/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
621	1/10	請求	平成31年度第4回中央東地域自治区地域協議会の音声データ		1/24	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
622	1/10	申出	令和元年12月27日現在の宮崎市における食品衛生、旅館業法及び住宅宿泊事業法、理容師法・美容師法、環境衛生(クリーニング業)に基づく許可を受けた施設のうち次の事項。 (食品衛生に関して、全業種。ただし臨時・露店・自動販売機・自動車営業を除く) 項目:施設名称・施設住所・施設電話番号・営業者氏名(開設者氏名)・許可年月日(確認年月日)・業種(業態)		1/22	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
623	1/10	申出	令和元年12月27日現在の宮崎市におけるあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく許可を受けた施設のうち次の事項。 項目：施設名称・施設住所・施設電話番号・開設者氏・開設年月日		1/17	公開		保健医療課
624	1/10	申出	令和元年12月27日現在の宮崎市における歯科診療所の施設一覧。 項目：施設名称・施設住所・施設電話番号・開設者氏名・開設年月日		1/17	公開		保健医療課
625	1/14	申出	2019年12月1日から12月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧(全業種) 項目：営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		1/24	公開		保健衛生課
626	1/14	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		1/16	公開		建築指導課
627	1/15	請求	●●●(宮崎市□□□,破産手続き中)による建築基準法違反等事案についての関係書類 ①●●●に商号変更をした平成29年2月から事業を停止した令和元年8月30日にかけて、宮崎市が●●●に交付した確認済証、通知書、検査報告書、検査済証など ②平成31年4月に宮崎市が宮崎県警察に提出した告発状		1/27	部分公開	第7条第2号	建築指導課
628	1/15	請求	●●●への指導通知		1/23	公開		介護保険課
629	1/15	請求	登録の有無について ①宮崎●●● ②宮崎●●●		1/24	公開		市民税課
630	1/15	請求	平成23年第4回宮崎市議会(定例会)会議録 P75～P85		1/17	公開		議事調査課
631	1/16	請求	田野町南原地換地図		1/23	公開		区画整理課
632	1/16	請求	宮崎市内において令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について開設届出があったもの又は営業許可を取得したものうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		1/24	公開		保健衛生課
633	1/16	請求	宮崎市内において令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したものうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		1/24	公開		保健衛生課
634	1/20	申出	建築計画概要書		1/20	部分公開	第7条第2号	建築指導課
635	1/20	請求	工番(更)第12号幹線管路耐震化事業北川内工区内配水管布設替工事、工番(更)第21号新名爪宮田線配水管布設替工事、工番(更)第28号島之内永池6号線外4線配水管布設替工事、工番(更)第29号楠見線配水管布設替工事 位置図、図面、金額入り設計書		1/31	公開		水道整備課
636	1/20	請求	宮崎市総合福祉保健センター屋内プール止水工事 金額入り設計書		1/23	公開		福祉総務課
637	1/20	請求	宮崎市葬祭センター屋上補修工事 金額入り設計書		1/24	公開		生活課
638	1/20	請求	道の駅フェニックス2階屋上外防水改修工事 金額入り設計書		1/22	公開		観光戦略課
639	1/20	請求	宮崎市北消防署西部出張所屋上防水改修工事の金額入り設計書		1/22	公開		総務課
640	1/21	請求	橘公園管理業務委託 金額入り設計書		1/27	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
641	1/21	請求	錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託 金額入り設計書		1/23	公開		道路維持課
642	1/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年1月10日～令和2年1月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年1月10日～令和2年1月20日までの受付分)		1/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課
643	1/21	請求	百条委員会の証人喚問の令和元年12月25日までの議事録		2/4	公開		議事調査課
644	1/22	請求	防火対象物使用開始(変更)届出書の裏面 各階の平面図対象物 ●●●(宮崎市橋通西3丁目□□□)		1/27	公開		北消防署
645	1/24	請求	宮崎市保育所等の利用調整に係る実務実施要綱		1/24	公開		保育幼稚園課
646	1/24	請求	登録の有無について ①宮崎●●●スズキ ②宮崎●●●ダイハツ ③宮崎●●●ダイハツ ④宮崎●●●バイク ホンダ ⑤宮崎●●●ニッサン ⑥宮崎●●●ニッサン ⑦宮崎●●●スズキ		2/6	部分公開	第7条第2号	市民税課
647	1/24	請求	工番(更)第3号 県道宮崎北郷線配水管布設工事(その1)と工番(更)第4号 中島大坪前線配水管布設替工事の①位置図一式(縮小版)、②図面一式(縮小版)、③工事設計書(金入り設計変更書)一式		1/31	公開		水道整備課
648	1/28	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		2/3	公開		建築指導課
649	1/28	申出	建築計画概要書 第287(R2.1.7)		2/3	公開		建築指導課
650	1/29	請求	平成26年度宮崎市地域経済循環創造事業補助金の返還に係る訴訟の訴状			公開		工業政策課
651	1/29	請求	平成26年度宮崎市地域経済循環創造事業補助金の返還に係る訴訟の訴状			公開		工業政策課
652	1/29	請求	平成26年度宮崎市地域経済循環創造事業補助金の返還に係る訴訟の訴状			公開		工業政策課
653	1/29	請求	歯科技工所管理台帳		2/6	公開		保健医療課
654	1/29	請求	令和元年度(30年災)601-1006塩鶴地区(頭首工)災害復旧工事 金額入り設計書		1/31	部分公開	第7条第3号	農村整備課
655	1/29	請求	大丸地区大手原用水路改修工事(2工区) 金額入り設計書		2/4	公開		農林建設課
656	1/30	請求	合流地区外管渠改築工事(1-6工区) 金額入り設計書		2/4	公開		下水道整備課
657	1/30	請求	「●●●」への指導通知及び「▲▲▲」への指導通知に対する改善報告書		2/10	公開		介護保険課
658	1/31	申出	国道269号線配水管布設替工事 外11件の金額入り設計書		2/25	公開		水道整備課
659	1/31	申出	国道10号線外1線配水管布設替工事 外4件の金額入り設計書		2/12	公開		営業所工務課
660	1/31	申出	櫛中継ポンプ場流入ゲート改築工事 外2件の金額入り設計書		2/25	公開		下水道施設課
661	1/31	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年1月21日～令和2年1月30日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年1月21日～令和2年1月30日までの受付分)		2/12	部分公開	第7条第2号	建築指導課
662	1/31	請求	学園通線外68線街路樹維持管理業務委託 消費税10%に伴う増額分の金額入り設計書		2/5	公開		道路維持課
663	1/31	請求	下北方松橋線外26線街草刈業務委託 消費税10%に伴う増額分の金額入り設計書		2/5	公開		道路維持課
664	1/31	請求	平成31年度第4回中央東地域自治区地域協議会会議録		2/10	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
665	2/3	請求	宮崎公立大学宿舎外壁及び屋根改修工事 金額入り設計書		2/7	公開		企画総務課
666	2/3	申出	令和2年1月1日～1月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(携帯電話番号、自動・短期営業、自動販売機等を除く)		2/14	公開		保健衛生課
667	2/3	申出	令和2年1月1日～1月末日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		2/10	公開		保健衛生課
668	2/3	申出	令和2年1月1日～1月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		2/4	取下		保健医療課
669	2/3	請求	昭和通線(小戸の橋)取付道路整備工事(但し水路付替工)金額入り設計書		2/4	公開		市街地整備課
670	2/3	請求	池内榎迫地区急傾斜地崩壊対策工事 他4件 金額入り設計書		2/10	公開		土木課
671	2/3	請求	青島通線舗装修繕工事、元橋恒久線舗装打換工事 金額入り設計書		2/13	公開		道路維持課
672	2/3	請求	野崎線道路改良工事(但し法面保護工) 金額入り設計書		2/7	公開		農林建設課
673	2/4	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和2年1月1日～令和2年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		2/14	公開		保健衛生課
674	2/4	請求	宮崎市が●●●を相手取った訴訟の書類		2/5	公開		工業政策課
675	2/5	申出	令和元年11月1日から令和2年1月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、及び該当の住居表示台帳		2/13	部分公開	第7条第2号	区画整理課
676	2/7	申出	2020年1月1日から1月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した施設および食品営業許可を更新した施設の一覧全業種 希望項目: 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号(個人の携帯電話を除く)、営業者氏名、営業者代表者名(法人のみ)、営業者住所(法人のみ)、営業者電話番号(法人のみかつ携帯電話を除く)、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号 CD-Rでの交付希望		2/14	公開		保健衛生課
677	2/7	申出	令和2年1月1日から令和2年1月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業してるものを除く)の、1. 施設名称2. 施設所在地3. 施設電話番号4. 開設者名5. 代表者氏名(法人のみ)6. 開設者住所(法人のみ)7. 開設者電話番号(法人のみ)8. 確認年月日9. 確認番号、以上の情報の提供を申し出ます。		2/14	公開		保健衛生課
678	2/7	申出	令和2年1月1日から令和2年1月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の・屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		2/14	公開		保健衛生課
679	2/7	請求	令和元年11月15日(金)●●●氏の救急搬送に係る救急活動報告書		2/20	部分公開	第7条第2号	北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
680	2/5	申出	宮崎市内で、令和2年1月1日～1月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・短期、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初回許可年月日、終了年月日、種目について		2/14	公開		保健衛生課
681	2/13	請求	令和2年2月10日●●●整形外科クリニック内で盗撮された健康管理部への相談報告書		2/21	部分公開	第7条第2号	保健医療課
682	2/13	請求	宮崎市吉村町大町前甲□□□の住居に係る管理について相談した記録		2/19	部分公開	第7条第2号	建築指導課
683	2/13	申出	建築計画概要書 令和元年12月1日～令和2年2月28日に確認されたもの		2/14	公開		建築指導課
684	2/12	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年1月31日～令和2年2月11日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年1月31日～令和2年2月11日までの受付分)		2/21	部分公開	第7条第2号	建築指導課
685	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/25	公開		総務課
686	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/17	不存在	不存在(一部 不存在含む)	総務課
687	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/27	部分公開	第7条第2号	企画総務課
688	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/17	公開		選挙管理委員会事務局
689	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/26	不存在	不存在(一部 不存在含む)	総務課
690	2/12	申出	平成31年度に掛かる損害保険契約に関する入札・随意契約の仕様書、保険証券及び明細書		2/21	部分公開	第7条第2号	総務課
691	2/17	請求	深夜帯における低周波音・一般騒音の測定記録(環境保全課測定 宮崎市大塚町 令和2年1月20日)		2/20	公開		環境保全課
692	2/18	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日～直近のものまで		2/20	公開		建築指導課
693	2/18	申出	建築計画概要書 第303(R2.1.27)第ERI-19051088(R2.1.16)		2/20	公開		建築指導課
694	2/18	請求	公立中学校の校則すべて(学校が生徒に対して定めている規則に関する文書一切)、毛髪に関する届出、スマートフォンや携帯電話などの扱いに関する文書、ならびにそれに準ずるもの		2/28	公開		学校教育課
695	2/21	申出	令和2年1月1日から令和2年1月31日までに新たに確認した理容所・美容所、飲食店一覧の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		2/28	公開		保険衛生課
696	2/20	請求	市営住宅の所在地と戸数が分かる資料		3/3	公開		建築住宅課
697	2/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年2月12日～令和2年2月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年2月12日～令和2年2月20日までの受付分)		3/2	部分公開	第7条第2号	建築指導課
698	2/21	請求	木原地区下水道管布設工事(1-10工区)の金額入り設計書		2/28	公開		下水道整備課
699	2/21	請求	昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(右岸3工区)工事の金額入り設計書		2/25	公開		市街地整備課
700	2/21	請求	令和元年度大照寺地区農村地域防災減債災事業ため池整備工事 金額入り設計書		2/26	部分公開	第7条第3号	農林建設課
701	2/21	請求	芳士四本松線3工区道路改良工事(その4) 金額入り設計書		2/25	公開		土木課
702	2/21	請求	穂中継ポンプ場電気計装設備改築工事 金額入り設計書		2/27	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
703	2/25	請求	鳥獣害防止に関する電気柵&物理柵補助事業仕様書及び入札結果		2/27	不存在	不存在（一部 不存在含む）	森林水産課
704	2/26	請求	●●●氏との協議録		3/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
705	2/26	請求	平成30年9月30日宮崎県宮崎市新名爪□□□株式会社●●●において発生した火災事件について①当該火災の発生状況報告書②当該火災を踏まえての上記会社に対する措置状況		3/10	部分公開	第7条第2号	廃棄物対策課
706	2/26	請求	宮崎県宮崎市新名爪□□□株式会社●●●について平成29年1月1日から令和元年12月31日までの立入り検査及び指導の実施状況		3/10	部分公開	第7条第2号	廃棄物対策課
707	2/26	申出	建築計画概要書(平成2年7月11日第810号)		2/28	部分公開	第7条第2号	建築指導課
708	2/26	請求	ホテルルーム防火対象物使用開始届出書の平面図、消防用設備等設置届出書の平面図		3/9	公開		北消防署
709	3/2	申出	令和2年2月1日～2月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日についての一覧表。(携帯電話番号、自動・短期営業、自動販売機等を除く)		3/11	公開		保健衛生課
710	3/2	申出	令和2年2月1日～2月末日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名(可能であれば)		3/9	公開		保健衛生課
711	3/2	申出	令和2年2月1日～2月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ※施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		3/6	公開		保健医療課
712	3/2	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年2月21日～令和2年3月1日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年2月21日～令和2年3月1日までの受付分)		3/5	部分公開	第7条第2号	建築指導課
713	3/2	請求	橘通西3丁目□□□店名●●●についての飲食店営業許可申請の時の申請者が分かる資料		3/5	公開		保健衛生課
714	3/2	申出	現在計画および整備中の下記区間の道路完成後の形状が把握できる計画平面図。宮崎駅東通線、昭和通線、明神原通線		3/3	公開		市街地整備課
715	3/3	申出	食品衛生法に基づく営業許可施設台帳 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和2年2月1日～令和2年2月29日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店等を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、種目		3/11	公開		保健衛生課
716	3/3	請求	宮崎市立榎小学校北校舎東側屋上防水改修工事ほか5件金額入り設計書		3/10	公開		学校施設課
717	3/3	請求	宮崎市立恒久小学校給食室屋上防水改修工事 金額入り設計書		3/10	公開		学校給食課
718	3/4	請求	「加納公園整備事業実施設計業務委託 報告書」(平成24年3月)対象部分は報告書の「開水路付替」「調整池」に関する部分		3/5	公開		公園緑地課
719	3/5	申出	平成31年4月1日から令和元年9月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤営業申請者の住所【法人のみ】 ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦初回営業許可年月日 ※但し、携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		3/12	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
720	3/5	申出	2020年2月1日から2月29日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		3/12	公開		保健衛生課
721	3/5	申出	宮崎市内で、令和2年2月1日～2月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・短期、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、初回許可年月日、終了年月日、種目について		3/11	公開		保健衛生課
722	3/6	申出	令和2年2月1日から令和2年2月29日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称2.施設所在地3. 施設電話番号4. 開設者名5. 代表者氏名(法人のみ)6. 開設者住所(法人のみ)7. 開設者電話番号(法人のみ)8. 確認年月日9. 確認番号、以上の情報の提供を申し出ます。		3/13	公開		保健衛生課
723	3/6	申出	令和2年2月1日から令和2年2月29日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報すべて)の・屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日、法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名、についての資料一覧		3/12	公開		保健衛生課
724	3/6	請求	2019年12月20日から2020年2月29日までに新規開設した飲食店営業許可施設に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		3/12	公開		保険衛生課
725	3/6	請求	2019年12月20日から2020年2月29日までに新規開設した理美容所に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		3/12	公開		保険衛生課
726	3/6	請求	2019年12月20日から2020年2月29日までに新規開設した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する以下の情報。 1. 施設名、2. 電話番号、3. 施設住所、4. 開設者名、5. 許可年月日(届出日)		3/12	公開		保健医療課
727	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式	3/13	3/12	部分公開	第7条第3号	総務課
728	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式		3/12	部分公開	第7条第3号	総務課
729	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式		3/10	部分公開	第7条第2号	企画総務課
730	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式		3/10	公開		選挙管理委員会事務局
731	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式		3/6	部分公開	第7条第2号	総務課
732	2/28	請求	・宮崎市等が保険会社と契約締結している損害保険契約、生命保険契約すべての保険証券および付属書類一式・宮崎市等が加入している共済すべての加入者証および付属書類一式		3/6	不存在	不存在(一部 不存在含む)	総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
733	3/9	請求	合流地区外管渠改築工事(1-3工区)(第1回変更) 金額入り設計書		3/16	公開		下水道整備課
734	3/9	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種全ての施設の一覧(2019/9/1~2020/2/29の間に新規で許可を受けた施設全てで、すでに廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) 【項目】 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種。なお、電話番号については、携帯電話番号を除く。		3/16	公開		保健衛生課
735	3/10	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日~直近のものまで		3/16	公開		建築指導課
736	3/11	請求	2020年3月18日午前10時から宮崎地方裁判所で第1回口頭弁論が行われる補助金返還請求事件の訴状		3/13	公開		工業政策課
737	3/11	請求	加納中継ポンプ場NO.3汚水ポンプ増設工事 ほか2件の金額入り設計書		3/18	公開		下水道施設課
738	3/11	請求	田野送水施設ポンプ等更新工事の金額入り設計書		3/12	公開		配水管理課
739	3/11	請求	高岡町川口浄水場中央送水ポンプ更新工事 金額入り設計書		3/16	公開		営業所工務課
740	3/11	請求	高岡温泉やすらぎの郷ガスボイラー取替工事		3/18	公開		地域市民福祉課
741	3/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年3月2日~令和2年3月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年3月2日~令和2年3月10日までの受付分)		3/19	部分公開	第7条第2号	建築指導課
742	3/12	請求	現在登録の美容所一覧		3/19	公開		保健衛生課
743	3/12	請求	ふるさと納税についての公文書の写し インターネットで受付を行っている2つのサイト運営者との契約資料 ・サイト名「ふるさとチョイス」 ・サイト名「さとふる」	3/26	5/7	部分公開	第7条第3号	納税管理課
744	3/13	申出	位置指定道路の図面 昭和55年度 指定番号25 指定日9月13日 指定場所 宮崎市大字恒久□□□、□□□		3/19	部分公開	第7条第2号	建築指導課
745	3/16	請求	宮崎市営団地153棟外電気幹線改修工事 他1件 金額入り設計書		3/24	公開		建築住宅課
746	3/16	請求	宮崎市立住吉中学校外1校空気調和設備 金額入り設計書		3/18	公開		学校施設課
747	3/17	請求	平成30年9月30日宮崎県宮崎市新名爪□□□株式会社 ●●●において発生した火災事件について①当該火災の発生状況報告書②当該火災を踏まえての上記会社に対する措置状況		3/27	部分公開	第7条第2号	北消防署
748	3/17	請求	中央東地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)金額入り設計書		3/19	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
749	3/17	請求	学園通線外68線街路樹維持管理業務委託 外2件の金額入り設計書		3/19	公開		道路維持課
750	3/17	申出	建築計画概要書 令和1年5月1日~直近のものまで		3/26	公開		建築指導課
751	3/17	申出	建築計画概要書 第287号2020-01-07		3/26	公開		建築指導課
752	3/18	請求	合流地区管渠改築工事(1-9工区)金額入り設計書		3/24	公開		下水道整備課
753	3/19	請求	宮崎市立大塚中学校外1校空気調和設備整備工事のうち機械設備工事 ほか3件の金額入り設計書		3/23	公開		学校施設課
754	3/23	請求	宮崎市大字芳士□□□、□□□の証明願、立会い記録		3/30	部分公開	第7条第2号	用地管理課
755	3/23	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年3月11日~令和2年3月22日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年3月11日~令和2年3月22日までの受付分)		3/31	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
756	3/23	請求	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その1)の金額入り設計書 外		4/2	公開		水道整備課
757	3/23	請求	下北方浄水場布設替工事の金額入り設計書		3/26	公開		浄水課
758	3/25	請求	公立大学植栽管理業務 金額入り設計書		4/1	部分公開	第7条第6号	総務課
759	3/25	請求	大淀小学校外14校フェニックス虫害防除管理委託 金額入り設計書		4/1	部分公開	第7条第6号	学校施設課
760	3/25	請求	後田川緑道外1公園管理業務委託 外2件 金額入り設計書		3/30	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
761	3/25	請求	生目的野線外21線草刈業務委託の金額入り設計書		3/30	公開		道路維持課
762	3/26	請求	高岡北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約) 金額入り設計書		4/8	公開		農林建設課
763	3/26	請求	生目古墳群史跡公園管理業務委託 他2件 金額入り設計書		3/30	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
764	3/26	請求	橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託 外1件 金額入り設計書		3/31	部分公開	第7条第6号	景観課
765	3/26	申出	宮崎市管轄の下記一覧(できるだけ最新のもの) ・薬局、特例販売業、店舗販売業の許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業者に関しては、上記必須項目に加えて、第1類医薬品の取り扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		3/31	公開		保健医療課
766	3/27	請求	宮崎市総合発達支援センターの来年度の行事予定が分かる資料		4/7	不存在	不存在(一部不存在含む)	親子保健課
767	3/27	申出	旅館業法許可申請後の現地検査の際に用いる構造基準等の審査表および旅館業法改正前後の構造基準や衛生基準について定めた要領、内規等一式(決裁時の決裁者名が分かるもの)		4/8	公開		保健衛生課
768	3/30	申出	建築基準法第42条に基づく道路設置規定 ・昭和53年11月13日指定第63号 ・昭和61年4月8日指定第2号		4/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
769	3/30	請求	宮崎県宮崎市新名爪字谷廻□□株式会社●●●に対する平成20年5月16日付各都道府県・リサイクル対策部産業廃棄物課長名「産業廃棄物に関わる立入検査及び指導の強化について」(通知)に基づく立入り検査及び指導の状況について平成29年1月1日から令和元年12月31日までの実施状況		4/3	取下		廃棄物対策課
770	3/31	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)		4/8	公開		道路維持課
771	3/31	申出	建築計画概要書 令和2年1月1日～直近のものまで		4/7	公開		建築指導課

2 個人情報開示請求の内容と処理状況(令和元年度)

No.	受付日	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	H31.4.11	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H31.4.24	開示		市民課
2	H31.4.11	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		H31.4.24	開示		市民課
3	H31.4.12	土地家屋名寄帳		H31.4.22	開示		資産税課
4	H31.4.12	診療報酬明細書、医療機関の開示承諾書 H28.9.23～H31.3.31に係る●●医院の開示承諾書		H31.4.25	部分開示	第15条第6号	国保年金課
5	H31.4.15	住民票の写しの交付請求書		H31.4.26	不開示	文書不存在	市民課
6	H31.4.16	住民票の写しの交付請求書		H31.4.26	不開示	文書不存在	市民課
7	H31.4.16	住民票の写しの交付請求書		H31.4.26	不開示	文書不存在	市民課
8	R1.5.8	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		R1.5.16	開示		市民課
9	R1.5.10	個人情報開示請求に係る開示決定通知書、部分開示決定通知書、不開示決定通知書、延長通知書		R1.5.15	開示		国保年金課
10	R1.5.17	●●医院にかかる開示承諾書、●●医院が処方箋を交付した2箇所の調剤薬局の確認開示承諾書		R1.5.23	不開示	文書不存在	国保年金課
11	R1.5.22	介護認定審査会資料		R1.5.23	開示		介護保険課
12	R1.5.22	介護認定審査会資料(認定情報、認定調査票、主治医意見書)		R1.5.28	開示		介護保険課
13	R1.5.22	介護認定審査会資料のうち主治医意見書		R1.6.3	開示		介護保険課
14	R1.6.7	要介護認定申請書		R1.6.18	部分開示	第15条第6号	介護保険課
15	R1.6.7	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.6.21	開示		市民課
16	R1.6.7	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.6.21	開示		市民課
17	R1.6.7	住民票の写し、戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.6.21	開示		市民課
18	R1.6.10	診療報酬明細書		R1.6.21	開示		国保年金課
19	R1.6.10	住民票の写しの交付請求書		R1.6.21	部分開示	第15条第6号	市民課
20	R1.6.12	住民票の写しの交付請求書		R1.6.21	不開示	文書不存在	市民課
21	R1.6.12	住民票の写しの交付請求書		R1.6.21	不開示	文書不存在	市民課
22	R1.6.12	住民票の写しの交付請求書		R1.6.21	不開示	文書不存在	市民課
23	R1.6.24	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.7.2	部分開示	第15条第6号	市民課
24	R1.7.8	住民異動届		R1.7.22	部分開示	第15条第6号	市民課
25	R1.7.8	住民異動届		R1.7.22	部分開示	第15条第6号	市民課
26	R1.7.16	介護認定審査会資料及び被保険者給付実績台帳		R1.7.16	開示		介護保険課
27	R1.7.17	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.7.24	不開示	文書不存在	市民課
28	R1.7.26	自己所有の建築物及び計画が記載されている建築基準法6条の3に基づく確認申請書及び添付図書、同法7条に基づく完了検査申請書及び添付図書		R1.8.9	部分開示	第15条第6号	建築指導課
29	R1.7.31	介護認定審査会資料		R1.8.5	開示		介護保険課
30	R1.8.2	介護認定審査会資料		R1.8.2	開示		介護保険課
31	R1.8.19	住民票の写しの交付請求書		R1.8.27	開示		市民課
32	R1.8.23	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.9.6	部分開示	第15条第6号	市民課
33	R1.8.30	母子福祉資金 修学・就学支度資金の償還記録及び完了通知書		R1.9.4	部分開示	第15条第6号	子育て支援課
34	R1.9.5	戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.9.19	不開示	文書不存在	市民課
35	R1.9.12	生活保護に係る文書等		R1.9.24	部分開示	第15条第2号、第3号、第5号、第6号	社会福祉第一課
36	R1.9.26	介護認定審査会資料		R1.9.27	開示		介護保険課
37	R1.10.9	救急活動報告書	R1.10.15	R1.10.30	部分開示	第15条第6号	警防課
38	R1.10.11	生活保護に係る文書等		R1.10.24	開示		社会福祉第二課

No.	受付日	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
39	R1.10.23	生活保護に係る文書等		R1.11.6	部分開示	第15条第2号、第6号	社会福祉第二課
40	R1.10.31	診療報酬明細書、医療機関の受診履歴と診療報酬明細書		R1.11.13	開示		国保年金課
41	R1.11.7	住民票の写し、戸籍の附票の交付請求書		R1.11.19	部分開示	第15条第6号	市民課
42	R1.11.12	介護支援・介護予防ケアマネジメント経過記録		R1.11.25	部分開示	第15条第6号	介護保険課
43	R1.11.14	土地家屋名寄帳		R1.11.20	開示		資産税課
44	R1.11.15	診療報酬明細書		R1.11.26	開示		国保年金課
45	R1.11.15	住民票の写し、戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R1.11.26	部分開示	第15条第6号	市民課
46	R1.11.15	●●会社●●に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表、実務経歴証明書、雇用を証明する書類(請求者に関するものに限る)		R1.11.22	不開示	文書不存在	障がい福祉課
47	R1.11.20	本人に係る保健日誌		R1.12.2	部分開示	第15条第6号	学校教育課
48	R1.11.21	介護認定審査会資料のうち認定調査票		R1.11.26	開示		介護保険課
49	R1.11.22	住民基本台帳事務における支援措置申出書		R1.11.22	開示		市民課
50	R1.11.25	住民票の写し等職務上請求書		R1.11.28	不開示	文書不存在	市民課
51	R1.11.25	住民票の写し、戸籍の附票の交付請求書		R1.12.4	不開示	文書不存在	市民課
52	R1.11.26	いじめ問題に関する一切の文書		R1.12.10	部分開示	第15条第2号、第6号	学校教育課
53	R1.11.28	税証明に係る請求書		R1.12.9	部分開示	第15条第6号	市民課
54	R1.12.3	介護認定審査会資料		R1.12.5	開示		介護保険課
55	R1.12.3	介護認定審査会資料		R1.12.5	開示		介護保険課
56	R1.12.11	診療報酬明細書		R1.12.19	開示		社会福祉第一課
57	R1.12.12	生活保護に係る文書等	R1.12.25	R2.2.6	開示		社会福祉第二課
58	R1.12.13	介護認定審査会資料(認定情報、認定調査票、主治医意見書)		R1.12.20	開示		介護保険課
59	R1.12.20	介護認定審査会資料		R1.12.24	開示		介護保険課
60	R2.1.7	保育所入所に関わる点数		R2.1.10	開示		保育幼稚園課
61	R2.1.17	固定資産税の口座振替依頼書		R2.1.20	開示		納税管理課
62	R2.1.17	固定資産税の口座振替依頼書		R2.1.20	不開示	文書不存在	納税管理課
63	R2.1.23	救急搬送記録		R2.2.5	部分開示	第15条第6号	北消防署
64	R2.2.4	会計年度職員採用試験の結果 補欠採用の根拠			取り下げ		人事課
65	R2.2.19	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		R2.3.2	不開示	文書不存在	農林建設課
66	R2.2.19	本人所有の土地に係る伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		R2.3.2	不開示	文書不存在	農林建設課
67	R2.2.25	住民票の写し、戸籍の附票、印鑑登録証明書の交付請求書		R2.3.9	部分開示	第15条第6号	市民課
68	R2.2.20	佐土原町から購入した土地の売買契約書		R2.2.26	開示		地域市民福祉課
69	R2.2.27	児童指導要録		R2.3.6	開示		学校教育課
70	R2.3.4	家屋調査票		R2.3.6	部分開示	第15条第6号	資産税課
71	R2.3.16	戸籍の附表の交付請求書		R2.3.25	不開示	文書不存在	市民課
72	R2.3.19	住民票の写し、戸籍・戸籍の附票の交付請求書		R2.3.31	不開示	文書不存在	市民課
73	R2.3.23	救急搬送記録		R2.3.27	部分開示	第15条第6号	警防課
74	R2.3.23	児童記録票等	R2.4.6	R2.4.20	部分開示	第15条第2号、第6号	子育て支援課
75	R2.3.23	児童記録票等		R2.4.6	不開示	第15条第6号	社会福祉課
76	R2.3.24	児童指導要録		R2.3.27	不開示	文書不存在	学校教育課
77	R2.3.27	個別支援計画書、心理検査結果報告書、児童状況報告書		R2.4.7	不開示	文書不存在	親子保健課
78	R2.3.31	生活保護に係る文書等		R2.4.7	部分開示	第15条第6号	社会福祉第二課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
平成28年3月22日条例第2号 平成30年3月30日条例第3号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をした

ときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市(本市が設立した地方独立行政法人を含む。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号)によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。（後略）

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号
平成30年 3月30日規則第48号 令和元年 6月27日規則第3号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法
とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行
うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うもの
とする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものと
する。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものと
する。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め
る方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生した
ものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力した
ものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該
電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若し
しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）
に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれ
があると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月27日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。		

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

4 個人情報保護関係例規

宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号
	平成29年6月27日条例第29号	平成30年3月30日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ロ 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- ハ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。
- (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害

するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設(以下単に「公の施設」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に

関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの特権利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

（1） 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

（2） 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

（1） 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

（2） 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

（3） 利用停止請求の趣旨及び理由

（4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止決定等）

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

（3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

（4） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。（罰則）

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第2項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第42条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第21条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。（宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

（清武町の編入に伴う経過措置）

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条第2項の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている要配慮個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

(準備行為)

3 改正後の第6条第1項に規定する届出及び第7条第3項の規定による収集の制限のために必要な
手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(宮崎市情報公開条例の一部改正)

4 宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

5 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を
次のように改正する。

(次のよう略)

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第37号

改正	平成17年 3月31日規則第30号	平成18年 3月31日規則第 9号
	平成21年 3月30日規則第 9号	平成27年10月 2日規則第76号
	平成28年 3月30日規則第11号	平成30年 3月30日規則第 2号
	平成30年 3月30日規則第48号	令和元年 6月27日規則第 3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
 - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
 - (2) 電子計算機処理の状況
 - (3) 目的外利用等の状況
 - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の状況
- 2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必

要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類
- 2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- 3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- (開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
 - (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)
- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。
- (意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
 - (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。
- (個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
 - (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。
- (閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報
報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。
(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。
(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等
期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。
(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。
(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式
第17号)
- (2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書
(様式第18号)
- (3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の
決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停
止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。
(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行う
ものとする。
(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにし
て行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分
の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第2号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。			

様式第 1 号～様式第 21 号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			